

決算審査特別委員会会議録(3日目)

1 日 時

令和7年10月31日(金曜日)

開会 午前9時00分

閉会 午後2時32分

2 場 所

委員会室

3 出席委員

委員長	川口 和代	副委員長	向井 哲哉
委員	日野 猛仁	委員	門田 裕一
委員	北橋 豊作	委員	森川 建司
委員	正岡 満		

4 欠席委員

なし

5 説明員

米湊明弘	市民福祉部長
西山安幸	健康増進課長
影浦ひとみ	健康増進課課長補佐
谷本恵子	健康増進課課長補佐
戸田ゆかり	健康増進課係長
小倉直子	健康増進課係長
小笠原聡子	子育て支援課長
大野 舞	子育て支援課課長補佐
木曾智仁	子育て支援課課長補佐
閨木浩司	子ども家庭センター分室長
丸橋 裕	子育て支援課係長
野間美幸	市民課長
田中富美	市民課課長補佐
吾野光彦	市民課課長補佐
松田智樹	福祉課長
丹生谷夏芽	福祉課課長補佐
岡本千明	福祉課課長補佐
稲本洋平	福祉課課長補佐
皆川竜男	総務部長
向井功征	企画振興部長
三谷陽紀	産業建設部長
窪田春樹	教育委員会事務局長

岡井隆治 会計課長
長岡 崇 上下水道課長

6 事務局職員出席者

宮崎栄司 議会事務局長 井ノ口司 議会事務局次長

7 その他の出席者

なし

8 会議に付した事件

認定第 1 号	令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和6年度伊予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和6年度伊予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

9 会議の概要

午前9時00分開会

~~~~~

○川口和代委員長:おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会最終日の審査を行います。それでは、早速、審査に入ります。

1日目の長寿介護課の再説明から参ります。

福積課長

○長寿介護課補足説明(午前9時00分～午前9時03分)

○福積秀子長寿介護課長:先日10月24日の決算審査特別委員会におきまして、川口委員長から御質問いただきました、決算書328、329ページの中段、1款1項4目、11節手数料及び12節委託料におきまして、主治医意見書作成手数料における意見書の件数及び訪問調査委託料に当たりまして、訪問調査の1件当たりの金額についてお答えいたします。

主治医意見書の件数は令和6年度1,982件でございました。訪問調査の委託料につきましては、受託法人であるブルーと随意契約を締結し、1件当たりいくらではなく、新規継続の調査件数等を推計し必要な調査委員数、事務費や賃借料等を加味して積算しています。令和6年度の委託料から実績件数を1件当たりの金額で計算すると、7,335円となりました。

○川口和代委員長:ありがとうございます。質問等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:説明はよく分かりました。ありがとうございます。

○健康増進課(午前9時04分～午前10時25分)

説明員：米湊明弘市民福祉部長 西山安幸健康増進課長 影浦ひとみ健康増進課課長補佐 谷本恵子健康増進課課長補佐 戸田ゆかり健康増進課係長 小倉直子健康増進課係長

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志 福井真之介

傍聴人：愛媛新聞社

欠席議員：なし

○川口和代委員長：これより、健康増進課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号 令和6年度 伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

影浦課長補佐

○影浦ひとみ健康増進課課長補佐：一般会計の健康増進課所管部分について説明いたします。

説明は、総務課所管の人件費を除き、主な事業や執行率が低いものを中心に行います。歳入歳出決算事項別明細書164、165ページをお願いします。

歳出、3款1項15目後期高齢者医療費は、市民課と予算を共有しておりますので、別紙資料の上段をご覧ください。

健康増進課分は、保健事業と介護予防の一体的実施事業で、執行率は19.4%です。

高齢者の保健事業については、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保険事業を一体的に実施しており、長寿介護課と協力し介護予防事業にて実施した結果、執行率が低くなったものです。

7節報償費は、理学療法士を講師に迎え開催した高齢者向けフレイル予防教室1回分に係る経費です。6回分の予算を計上していましたが、長寿介護課の介護予防事業で対応したことにより不用額が生じております。

11節役務費は、糖尿病及び高血圧重症化予防医師指示書手数料を19件分見込み計上していましたが、実績が2件に留まったこと。また、13節使用料及び賃借料は、長寿介護課の介護予防事業で対応したことや、フレイル予防教室を使用料がかからない保健センターで開催したため、未執行となっております。

決算書170、171ページ中段及び別紙資料下段をお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節補助金は、県内全域で開催しているえひめ人口減少対策総合交付金事業の一環として行われた不妊治療費助成金であり、執行率70.9%でございます。1件の限度額は5万円で、6年度は14人、延べ23件の利用がございました。

決算書180、181ページ下段から182、183ページ上段をお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費は、執行率95.1%です。

保健衛生総務費は、健康づくり計画事業、救急医療対策事業等に係る経費です。主な事業内容につきましては、成果調書の23、24ページ下段から25、26ページ上段に記載しておりますので、併せてご覧ください。

1節報酬は、伊予市健康づくり・食育推進計画策定に係る同協議会2回分の委員報酬であり、延べ14人分の支払いのほか、管理栄養士1人、事務職1人分の会計年度任用職員報酬となっております。

7節報償費は、一日食品衛生監視員事業の監視員への謝礼費用を計上しておりましたが、令和6年度から中予保健所管内5市町での輪番開催となり、本市は未開催であったため未執行となったものです。

12節委託料、健康づくり・食育推進計画策定業務委託料では、令和7年度からの本市の健康づくりと食育を総合的に推進する伊予市健康づくり・食育推進計画の策定、伊予地区在宅当番医制運営事業委託料では、伊予医師会33医療機関が実施した休日の当番医延べ67日分の費用、健康管理システム保守業務委託料等では、OECが導入する健康管理システムの保守管理、健診データや予防接種データを一元管理する費用のほか、健康管理システムの全国的な仕様標準化に伴い、本市基幹システムへの移行作業に係る費用を支出したものであります。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、松山医療圏3市3町が負担する松山地区小児救急医療支援事業費、松山市急患医療センター運営事業費、松山地区病院群輪番制病院運営費に係る負担金のほか、令和6年度から開始したがん治療に伴うアピアランスケア支援事業助成金等であります。不用額は、実績による請求額が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、2目保健推進費は、執行率85.6%です。

保健推進費の主な事業は、精神保健事業、自殺対策事業、健康増進事業、母子保健事業、食育推進事業等となっております。成果調書は、25、26ページ中段から27、28ページ中段になります。

1節報酬は、伊予市第2次自殺対策計画策定に係る審議会2回分の委員報酬延べ10人分の支払いのほか、育休代替保健師1人分、乳幼児健診等のパート保健師3人分、出産・子育て応援交付金事業に係る事務職1人分の会計年度任用職員報酬となっております。

次に、7節報償費は、乳幼児健診時の医師・栄養士・心理判定員への謝礼、旧母子健康包括支援センターの健康相談や健康教室の実施に伴う助産師への謝礼、こころの健康相談実施に伴う精神科医師、精神保健福祉士への謝礼、健康ポイント達成者に係る報償費等となっております。不用額は、令和6年度から開始した胃内視鏡検診に係る運営委員会3回、講習会1回分を見込み計上していましたが、松山市医師会が開催する講習会に参加させてもらったこと、また運営委員会については、令和6年度実績と令和7年度の運営方針を合わせて協議することとしたため、未執行となったことなどから発生したものです。

決算書184、185ページをお願いします。

12節委託料は、主に集団健診業務と自殺対策計画策定業務の委託料です。不用額は、健診の受診者数は伸びているものの、当初予算の想定人数に達していないことなどから、基本健康診査業務及び妊婦一般健診等において約823万円の不用額が生じております。

次に、13節使用料及び賃借料は、健康ポイント事業に係るスマートフォンアプリシステム利用料や胃内視鏡検診に係るクラウドシステムの使用料が主な支出となっております。不用額については、健康ポイント事業に係るシステム利用料が事業者の料金改定により減額されたことが主な要因です。

17節備品購入費は、令和6年度に開始した5歳児相談に係る発達検査用具等の購入を予定していましたが、保健センターが保有する既存の乳幼児用検査用具で対応することとしたため、未執行となったものです。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、国が令和4年12月に人口減少対策として新たな制度を創設し、出産・子育て世帯への支援を拡充したことに伴い、子ども一人当たり妊娠時に5万円、出産時に5万円、計10万円を給付するものであり、令和6年度は1,620万円の支出がございました。成果調書27、28ページ中段に記載のとおり、延べ324件の実績でございます。当初予算では、対象者数を200人、給付件数400件と見込んでいたことから、380万円余りの不用額が生じております。

そのほか、里帰り等の理由により県外の医療機関で健診を受診する者に対し、受診費用を助成する妊婦一般健康診査助成金が主な支出となっております。

22節償還金、利子及び割引料における国庫補助金返還金は、国の精算スケジュールの関係で令和6年度に繰り越して返還したものでございます。

次に、3目予防費は、執行率85.2%です。

予防費につきましては、予防接種事業及び健康被害救済に係る経費であり、成果調書は、27、28ページ下段から29、30ページ上段になります。

1節報酬は、予防接種健康被害調査委員会の開催に係る委員報酬4人分の支給のほか、看護師1人分の会計年度任用職員報酬であります。

決算書186、187ページをお願いします。

12節委託料は、乳幼児から学童を対象とした、いわゆるA類疾病に係る予防接種や、高齢者を対象としたB類疾病に係る予防接種のほか、風しん抗体検査及び予防接種、小中高生を対象としたインフルエンザ予防接種等に係る経費でございます。なお、新型コロナワクチン接種につきましては、令和6年度からB類疾病の定期予防接種に含まれております。

不用額は、新型コロナワクチン接種をはじめ、接種数が当初の見込に達しなかったことなどにより、節の合計で3,869万円余り生じております。

18節負担金、補助及び交付金は、新型コロナワクチン接種の健康被害救済給付金1件分が主な支出であり、不用額は、伊予市の方が県外で予防接種を受けた場合に償還払い対応するための予算執行が見込みより少なかったためです。

22節償還金、利子及び割引料における国庫補助金返還金は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に係る国への返還金であります。

4目保健センター運営費は、執行率95.8%です。

保健センター運営費は、総合保健福祉センターの運営・維持管理経費であり、成果調書は、29、30ページ上段に利用実績を記載しております。

10節需用費、修繕料は、保健センターが平成25年3月の竣工から12年が経過し、照明機器をはじめとする多くの設備が修繕の時期を迎えていることから、実際に故障が発生した箇所も増加しており、非常用照明器具の取替え、正面玄関外扉装置の更新など、計10件、総額179万6,850円の修繕を実施しました。

12節委託料は、総合保健福祉センターの運営管理に係る19業務について、850万9,406円を支出しております。

次に、190、191ページ下段から192、193ページ上段になります。

10目歯科保健センター運営費は、執行率92.7%です。

歯科保健センター運営費は、歯科健診の実施等に係る経費であり、成果調書31、32ページ下段に事業内容・実績を記載しております。

7節報償費は、妊婦歯科健診や集団健診時の歯科医師や歯科衛生士への謝礼、12節委託料は、医療機関で実施した妊婦歯科健診及び成人歯科健診の委託料となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

決算書74、75ページ上段をご覧ください。

14款1項3目衛生費使用料、1節保健センター運営費使用料は、保健センターの貸館事業に係る使用料収入となっております。

次に、82、83ページ中段になります。

15款1項3目衛生費国庫負担金、1節予防費国庫負担金は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費に係る国庫負担率10分の10の負担金で、収入額は、4,508万360円でございます。

次に、84、85ページ下段になります。

15款2項3目衛生費国庫補助金、1節保健推進費国庫補助金のうち、出産・子育て応援交付金につきましては、妊婦及び出産後の養育に当たられる方への合計10万円の支給のうち、伴走型相談支援2分の1、経済的支援3分の2の国庫補助金です。

子ども・子育て支援交付金につきましては、旧母子健康包括支援センターが実施しました利用者支援事業の実施に係る3分の2、養育支援訪問事業の実施に係る3分の1の国庫補助金となっております。

母子保健衛生費補助金につきましては、産後ケア事業、産婦健診、多胎妊婦の妊婦健診に係る2分の1の国庫補助金です。

次に、2節予防費国庫補助金のうち、医療施設運営費等補助金は、歯科保健センターで実施している節目歯科検診について、補助対象事業費の2分の1補助を受けるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、特例臨時接種事業終了に伴う精算経費の歳入繰越分であります。

風しん抗体検査事業費補助金につきましては、風しん抗体検査に係る国からの2分の1の補助金となっております。

92、93ページ下段から94、95ページ上段をお願いします。

16款2項3目衛生費県補助金、1節保健推進費県補助金のうち、出産・子育て応援事業費補助金では、出産・子育て応援交付金制度により、妊婦及び出産後の養育に当たられる方への合計10万円の支給のうち、伴走型相談支援の4分の1、経済的支援の6分の1を県が負担するものです。

地域自殺対策強化事業費補助金につきましては、自殺対策に係る2分の1の県補助金となっております。

健康増進事業費補助金につきましては、健康診査や健康相談、訪問指導等の実施に係る県からの3分の2の補助金となっております。

3節予防費県補助金、予防接種事故救済給付事業費補助金は、予防接種健康被害調査委員会の開催に係る4分の3を国・県が補助するものです。

次に、100、101ページ上段になります。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、健康増進課所管分は、総合

保健福祉センター1階に設置している自動販売機に係る賃借料として4万9,500円の収入となっております。

次に、108、109ページ中段になります。

21款5項1目雑入、4節衛生費雑入のうち、新型コロナワクチン接種助成金は、国が積み立てた基金から一人当たり8,300円、2001件分の助成金でございます。

また、同節内には、在宅当番医制運営事業に係る松前町と砥部町からの負担金221万557円のほか、歯科健診受診者負担金、自動販売機電気代金等7万875円の収入となっております。

以上で、健康増進課所管の一般会計の説明を終わります。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

正岡満委員

○正岡 満委員：1点だけお願いします。

決算書171ページ、中段の18節負担金、補助金の分ですが、伊予市人口減少対策事業、これ5年度は同じ意味なんですけど、えひめ人口対策総合交付金事業ということで1,100万円余り支出されていたと思うんですが、今年度は3,000万円超えた支出ということで、ある意味、非常にこの伊予市独自の対策事業が、充実した事業になったんじゃないかと想像するんですが、いろんな意味で利用者が増えてますよね。そのあたりこの事業のかかった費用のもうちちょっと細かい説明をしていただけたらと思います。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前9時30分 休憩

午前9時30分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。

西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長：健康増進課に係る部分につきましては、不妊治療に対する補助金のみでございまして、14人で計23件、99万3,000円の支出でございまして、残りにつきましては、子育て支援課のほうがメインで事業をやっておりますので、当課につきましてはこの不妊治療費の補助金のみとなっております。

以上でございまして。

○正岡 満委員：分かりました。どうもすみません。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

向井哲哉委員

○向井哲哉副委員長：184、185ページの健康ポイント事業についてです。

成果調書では25、26ページとなります。

この健康ポイント事業システム使用料が、ちょっとシステムの変更で安くなったということがございます。そして、この事業は、健康づくり活動が、市民の日常生活に定着し、継続できるよう、生活習慣病の予防、健康の保持増進の推進を図ったという事業効果とはなっておりますが、このシステム利用料として170万円があり、そしてアプリ登録者が841人ということで、またこの達成券とかもいろいろ出しているということを聞いておりますが、これが多いの

か少ないのか分からないんですけども、これのシステム料に対するアプリ登録者の費用対効果といいますか、これはどうなのか、またこの登録者数を今後どのような目標を持っているのか。

僕はアプリの登録の仕方が当初難しかったというのを僕も感じたんですけども、今後、この啓発とかという目標に対してどのような活動をしていくのか、3点お教えてください。

○川口和代委員長：西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長：まず、健康ポイント事業なんですけども、これは平成30年に導入いたしまして、令和6年度までの運用となっております。今現在は、今年5月1日から県のデジタルヘルスケア環境普及促進事業と連携して、kemcomを利用して、そちらの事業に今乗り換えておるところなんですけども、令和6年度までは伊予市が導入した独自のますますい〜よ健康ポイント事業ということでやっております。

費用対効果につきましては、登録者数が840人程度ということで、なかなか伸び悩んでおったんですけども、その中で特に登録者については健康意識の高い方が多くて、達成券もそのうちの半数近く、378人が662回達成しているということで、間接的に健康に寄与したのではなかろうかと、それを測る指標というのがなかなか難しいもんですから、そういうふうに考えております。

今年度からは、県が実施するkemcomのほうと連携してやっておるんですけども、今現在は登録者数は434人ということで、これが9月末現在です。5月1日から開始で9月末で434人ということで、この数値を少しでも増やそうと今努力しておるところです。市のホームページとか6月の広報紙にも掲載したりしておりますし、各施設の窓口にもチラシを置いておるんですけども、今後健診のときとか機会を捉えて啓発していこうかと。これについては、運用的にはシステム利用料かかってませんので、達成券のみの費用になっておりますので、県と連携して、県のほうもこれに力を入れておりまして、チラシを配布してほしいとかという要請もありますので、県と共に今後啓発を推進して、登録者数を増やして、伊予市の市民の方が、少しでも健康に寄与できるような、そういう事業にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○川口和代委員長：向井哲哉委員

○向井哲哉副委員長：これ県の事業に変わっているの、そこをうっかりしましてすみませんでした。

あとこれから達成券のほうも出ていきますし、またこれ今までの伊予市がこれを行っていたときは、健康意識が高い方が登録していたと言われてましたので、今後もそれが続くと思います。そういう方が、こういう券も出るよということで、口コミ的に進めてもらう、健康意識が高い方が周りに言うていただけるような、そういうような方法を取るもんも一つかなと思いますので、またそこを考えてもらえたらと思います。答弁は要りません。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

森川建司委員

○森川建司委員：大きく4点お願いします。

1点目は、タブレット資料、先ほど説明のあった。まず、執行率の非常に低い説明の中で、大半は理解できたんですけども、特に医者による健康指導というのが、これを19件予定していたけども、2件しかなかったというのは、これは逆に大変よろしくないんじゃないかなとい

う思いがしましたんで、その辺のところは、見解をお願いします。

もう一つのその下の不妊治療の件ですけども、執行率70%ということで、令和5年度とほとんど変わってません。しかし、ニーズはかなり高いと思うんですよね。だけど、いわゆる伸びていかない理由は、補助金が魅力がないのかな。他市町と比較してどうなんかなというところが分かれば教えてください。

大きく2点目ですけども、成果指標26ページ、まず4款1項2目の①精神保健事業、これいいんですよね、これについてなんですけども、成果指標によると、家族を重視をしたということで、5年度は3回14人が、今年度は1回26人、今年何家族が該当したのかと、それからその家族を重視することによって、再び再参加したケースがあるとありますが、再参加した家族の数、分かれば教えてください。

大きな3点目ですが、その下の自殺対策事業なんですけども、全体に数字が伸びている中で、研修会が67人から31人と半減をしているんですけども、この研修会が必要がないというか、必要とする人が減ったのかどうか分かりませんが、半減したというのは、対策をやる上で問題ではないかなと思うんですけども、その辺の見解と、あと審議会委員を10名から12名に増やしたんですよね。じゃあこの12名増やした、本当に必要があったというか、効果をどの辺にあるのか、具体的にできれば教えてほしいのと、この12名に増やした人数の根拠、何で定められているのか、条例なのか、規則なのか分かりませんが、それについてお願いします。

大きな4点目ですが、その下の健康増進事業、これ未受診者がいるので、電話勧奨をやって受診者が増えたという事業効果の概要ですが、よくこの実施者、足してみると令和5年度は9,722名、これが6年度は9,355名、400名ぐらい私の計算が間違っていなければそうなんですけども、これをもって増えたと言えるのかどうか、この辺のところの見解をお願いします。

あと初めて重症化予防という指標が出てきたんですよね。5年度はないんですけど、6年度から重症化予防を指標にして、これを305名重症化予防しましたという、これがどういう意味を持つのかということについて教えてください。

○川口和代委員長：谷本健康増進課課長補佐

○谷本恵子健康増進課課長補佐：1点目の保健事業と介護予防の一体的実施事業についての執行率が低いという御指摘と、あと件数的に10件が1件というところなんですけども、この事業につきましては、かかりつけ医と連携して、保健指導を実施するという重症化予防の取組になっております。これには、対象者の同意が必要なため、実施件数は1件というふうになっておりますが、重症化予防の観点からは、保健師や管理栄養士などが個別支援というのを実施しております、必要なフォローは確保できております。

実際には、低栄養予防、防止ということで6名、あと糖尿病性の腎症、重症化予防ということで7名、あと高血圧重症化予防、心電図異常の受診勧奨として38名の方の保健指導を実施しております。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

○川口和代委員長:再開いたします。

西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長:それでは、私のほうから、自殺対策計画の委員さんの関係を答弁させていただきます。

まず、根拠ですが、伊予市自殺対策計画策定審議会条例に基づいて、任命、委嘱しております。その構成員につきましては、学識経験を有する者、あと市長が認めた団体の関係者、あと公募による市民と行政関係者ということで、会長につきましては伊予医師会の伊予市支部の代表の先生、あと学識経験者として大学の先生、あと司法書士会と社会福祉協議会とか地域包括支援センターとか商工会議所等々の事業所、あと行政関係として中予保健所とか伊予警察署、伊予消防署、伊予市校長会の方々、メンバー、トータル13名の委員さんで構成されております。

委員数につきましては、特段増やしたということではございません。13名で活動しております。主な内容につきましては、伊予市自殺対策計画を今回令和6年度に作成するために委員会を開催したというところでございます。

○川口和代委員長:戸田健康増進課係長

○戸田ゆかり健康増進課係長:健康増進の部分で、未受診者に対して電話勧奨で受診者が増えたとあるが、集団健診の人数は増えていないのではないかと御質問なんですけれども、委員さんのおっしゃるとおり、集団健診の総人数としては、令和5年から令和6年を比較しますと、総数については人数は減っておるようです。しかしながら、この電話勧奨を効果的に実施するというこの部分に関しては、特にこの効果があったという、昨年度の分では、双海地域の健診を指しております。双海地域では、昨年度は上灘のほうで3回、下灘で2回健診があったと思うんですけれども、年々受診者が減ってきている中、翠小学校での健診が人数が少ないということで、減ってきたりとかというそういう状況がありました。この特に双海地域に関しては、電話勧奨が非常に効果がありまして、電話をかけていただいたから受けようかという、実際にはがきとかいろいろな方法があるけれども、実際に住民の方にお声がけして電話でというのがすごく効果があったというところで、ここに効果的に電話勧奨で集団健診の受診者が増加したというふうに書かせていただいております。

○川口和代委員長:谷本健康増進課課長補佐

○谷本恵子健康増進課課長補佐:精神保健事業の家族の方の参加っていうところなんですけれども、実際の実人員としては6名の家族が来られております。家族の方も高齢化をしてはいるんですけれども、なかなか出にくいという状況がある中で、お互い家族同士が声を掛け合って、出てみようやという形で今回再び参加をいただいたというような趣旨で、概要のところに記載させていただいております。

あとまた家族の方が集まる場所というところでは、精神保健ボランティアグループだったりとか、あと地域活動支援センターだったりとか、ああいう福祉サービスを実施しているところも同じような家族とか御本人さんの交流の場というところを設けておまして、家族の方、本人さん、そういったところに出向いてという状況がございまして、すみません。

あと自殺対策の研修会についてなんですけれども、参加のほうが少し前年度少なかった

っていうところではあるんですが、令和5年度の研修会の内容なんですけれども、高齢者の鬱ということをテーマに研修会を実施しております、そのときに、次回、次年度において、こういった内容の研修会を希望されますかというふうなアンケート調査を取っているんですけども、その中で、大人の発達障がいというところのテーマでお願いしたいという御意見が多くありまして、そういったテーマを令和6年度に持ってきたところ、参加人数がそのような状況になっております。

○川口和代委員長：戸田健康増進課係長

○戸田ゆかり健康増進課係長：重症化予防304名について御説明いたします。

この重症化予防というのは、保健センターのほうで実施しております基本健診、特定健診、後期高齢者健診を受診した方の検査結果から、重症化予防対象者というのを決めております。大きく高血圧、糖尿病、心電図、予防したり、早期発見で医療につないだり、そういうことで重症化を防ぐことができる病気です。

高血圧の方に関しては、先ほどの一体的実施も一緒なんですけど、Ⅲ度高血圧といって、180、それから下が110以上の方のまだ医療機関に行っていない方、それからⅡ度高血圧、上が160、下が100以上の方の未受診者、それからさっきのⅢ度高血圧の方に関しては、治療中にもかかわらず180、110あるということで、こういう方はコントロール不良というふうにいうんですけども、こういう方を高血圧の重症化予防対象者としております。

糖尿病に関しては、糖尿病性腎症重症化予防プログラムというのがありまして、ヘモグロビンA1c7%以上の未治療者、そしてヘモグロビンA1c8%以上の治療中のコントロール不良の方、こういった方を対象としております。

心電図に関しては、伊予市では集団健診の特定健診の方には、全員心電図検査を実施しております。これは、愛媛県で心不全の死亡が大変多い、伊予市も例外ではない、同じなんですけれども、その心電図検査で要精検、要治療の結果が出た方のうちのまだ医療機関につながっていない方、こういった方を対象とします。

大きくこの高血圧、糖尿病、心電図、この検査結果で重症化対象となった方に関しまして、保健師、管理栄養士がまず優先的に訪問、訪問ができなかった場合は電話、そして電話をかけた場合に、保健センターに来ていただける方には来所して、できるだけ対面で検査結果をお返して、生活のこと、それから早期に医療にかかっていたいただきたいことなどを説明して、プログラムに関して言うと3か月、それからプログラムに載らない方でも3か月から半年ぐらい受診をしたかの確認など、あと保健指導、栄養指導などを実施させていただいております。そういう内容が重症化予防で、昨年度は304名の方を対象に実施できたということがあります。

○川口和代委員長：影浦健康増進課課長補佐

○影浦ひとみ健康増進課課長補佐：不妊治療のことについて御説明をさせていただいたと思います。

この不妊治療につきましては、令和5年に以前といたらあれなんですけど、特定不妊治療のほうで保険適用になったというところがまず1点ございます。そのときから、特定不妊治療をされた方の中で、併せて先進医療を行われた方についての助成という形に制度が変わっております。それが令和5年、令和6年と続けております。実際に、保健センターのほうで特定不妊治療をされている方の総数というのは、把握することができないんですけども、

この助成制度については、医療機関のほうにも周知できているものになりますので、当然診断書であったりとか、治療をした明細とかが必要になりますので、そういった意味では、必要な方が申請をするのが漏れてきているかどうかというところまでは何とも言えないところなんですけれども、件数的には助成ができていっているのではないかなとは思っております。

あともう一点、他市町と比較はということなんですけれども、それについては今他市町と比較してどれくらい違うというのがありませんので、申し訳ありません。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：3点お願いします。

1点は、精神保健事業で、何家族が参加したのかと聞いたけど、6名の家族と言われても何か理解できなかったんです。6名の1家族が参加したという認識でいいのか、そのところ再度お願いします。

それから、審議会委員13名だということで、この実績には出た人数を書いとんですね。だから、5年度は10名しか出なかったと。6年度は12名だったということで、審議委員13名は、100%出てないという認識でいいのかどうか。

3つ目は、先ほど重症化予防で高血圧、糖尿、心電図でそれぞれの基準があって、それをオーバーした人は対象者になると言いましたが、その対象者が何名か教えてほしい。対象者の中で、直接保健師さんとかが指導したのが305名ですよ、このあれは。そういう認識とすれば、対象者は全体で何名なのかを教えてほしい。

○川口和代委員長：西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長：それでは、2点目の審議会委員の対象者数なんですけども、こちらの成果調書のほうに記載させていただいているのは、実際に出席した人数になりますので、委員数については変わってないということで御理解いただけたらと思います。

○川口和代委員長：戸田健康増進課係長

○戸田ゆかり健康増進課係長：重症化予防の対象者の人数なんですけど、昨年度の重症化予防対象者の人数は245名です。245名に保健指導等をしたわけですが、延べで304ということで、訪問を数回した方、電話を数回した方、そのあたりも含め、延べの数でございます。

○川口和代委員長：戸田係長、この成果調書には305と書いてあるんですけど、304ですか。

○戸田ゆかり健康増進課係長：305です。

○川口和代委員長：谷本健康増進課課長補佐

○谷本恵子健康増進課課長補佐：精神保健相談事業の家族のカウントについてなんですけれども、こちら成果調書のほうに記載しております1回というのが、伊予市の会場で実施した回数が1回という表記、意味になってございまして、分かりにくいんですけども、申し訳ありません。26人というのが、全体でこの家族懇談会という事業が、松前町と合同で実施している事業になってございまして、松前町のほうの会場で別に2回、なので全体的には計3回の家族懇談会を実施して、延べの人数が26人、その実家族として伊予市の家族は6名というところになります。

○森川建司委員：6家族。

○谷本恵子健康増進課課長補佐:6家族、すみません。

○川口和代委員長:森川建司委員

○森川建司委員:2点。

1つは、審議会、委員が13名、私も審議会というかいろんな委員やってよく会合には出るんですけど、基本的に私100%出とるような気がします。特別に何かあったらということもあるんですけども、そういう意味では参加率がクエスチョンなどところがありますが、これについての見解をください。

それから、対象者245名って、ひよっとしたら対象者が3つも4つも掛け持ちの人もおるんじゃないかと思うんで、これちょっとよく分かりにくいですよ。だから、これ重症化予防って大事なので、延べ305名、あと先ほど松前町と合同とか言われても、これ私たちはこれを見て本当に正しく予算が執行されたかどうかを見たいんで、あまりにもぎっとし過ぎて、だから例えば重症化予防の305件の内訳みたいなんを、手間かもしれませんが、そういう資料を以後準備していただけたらと。要望で結構です。

○川口和代委員長:西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長:審議会委員の出席者の関係なんですけども、会長が医師ということで、昼間の会ですので、どうしてもお医者さんがお休みのときとなっております。会長のほうに合わせると、たまたまなんですけど、大学の先生が昼間の講義に入っておったということで、誠に申し訳ございませんということで欠席というふうにさせていただきます。ただ、資料等はお送りして、意見をいただくような形にしております。

成果調書の記載につきましては、改めて持ち帰って、来年度以降記載方法についてはもうちょっと分かりやすいような資料になるように努めたいと思います。失礼いたします。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

日野猛仁委員

○日野猛仁委員:1点だけ。

決算からずれるかもしれないんですが、教えていただきたいと思います。

先ほど向井委員から質問があった健康ポイントアプリ事業のことについてでございます。これ健康ポイント事業は、伊予市の委員会によって行政視察をして、一般質問もして始まった事業なのかなと私自身は認識しておるんですが、コロナもあってなかなかアプリの登録者数は増えてはなかったんですが、先ほどの説明の中では、令和6年度から県のほうに引き継ぐというようなことだったんですが、ある意味、伊予市がやってよかったことが愛媛県内につながるんであれば非常にいい事業なのかなとも思えるんですが、県に引き継いで、実際伊予市が今までやっていたものとのどこが違うのかだけすみません、教えていただけますか。

○川口和代委員長:西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長:伊予市は、平成30年度導入して、この健康ポイント事業を始めたんですけども、そのような中、愛媛県のほうも県下全市町、県民を対象としたこういうウォーキングを通じた健康づくりというのをアプリを開発してやりたいということで、全市町のほうに調査があって、一緒に取り組みませんかというところがありまして、伊予市については、毎年システム利用料が264万円ほどかかっておりますし、これの費用対効果はというところが前々から議員さんからも出ておったところでございますので、伊予市と同等のスマホを使って健康づくりができるということで、県と連携してやったということです。達成券につきま

しては、今従来どおり、同じです、1回達成したら商品券、もしくは伊予市発行の達成券500円相当と交換という形で同じでございます。違うのは、伊予市がやってたときは、紙ベースでも、スマホを持ってない方でも紙ベースで登録はできたんですけども、この県のほうのkemcomにつきましてはスマホのみという形、そういう運用になっておるところです。

○川口和代委員長：北橋豊作委員

○北橋豊作委員：ちょっと時間的なこともありますので、1点だけお伺いしたいと思います。

成果調書の27、28ページですけれども、予防接種事業なんですけど、これ事業費で2億3,231万4,000円ということで、令和5年度が9,770万円ということで倍になっておるんですけども、28ページのA類、B類ですね、成果調書ですけれども、A類の中でちょっと変わっておるのが子宮頸がん予防ワクチン接種、B類ではコロナの予防接種で、コロナの関係は恐らく5年までは国費でやっておったんですが、6年度から変わったというふうなことで、多分計上したと思うんですけども、この2つが伸びたから、倍に事業費がなったという認識でいいのかどうか、それに基づいて、いいのかどうかということの見解を聞きたいのと、子宮頸がん予防ワクチンの中で、成果調書の右に接種を控えていた時期の対象者を検討、判断していただくための情報提供をしました、どういうやり方をやったのか、その件についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○川口和代委員長：谷本健康増進課課長補佐

○谷本恵子健康増進課課長補佐：子宮頸がん予防ワクチンの接種についてのキャッチアップ対象者、接種を控えていた時期の対象者への情報提供というところなんですけれども、こちらは子宮頸がん検診のクーポン券対象となる年度、21歳になる方について、こういう最終年度、ワクチンの接種機会が最終年度になりますよってという御案内を入れたのと、あとまだ接種していない方に対して、個別通知をさせていただいたところになります。

○川口和代委員長：西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長：あと予防接種の増えた主な要因なんですけども、委員おっしゃるとおり、令和5年度までは国の特例臨時接種で無料で受けられたところが、令和6年度から定期接種化されて、自己負担がある。残りは公費、市費のほうでということなんですけど、令和6年度が2,001人接種しまして、接種1回当たり1万5,300円の自己負担を3,000円差し引いた残りが市の持ち出しになるんですけども、歳出増になるんですけども、それが約2,500万円程度増加したということが主な要因になっております。

○北橋豊作委員：いいです。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

すみません、時間があれですが、いただいた資料の説明のところ、不用額が多くなっているのは、フレイルの講師が1回分だからという説明があったんですけど、これはもうそしたら長寿介護課のほうに任せてしまうという手はないのかという、その予算を、というのが1点目です。

2点目です。2点目は、186、187ページの保健センター運営費というところですが、保健センターのあのビル自体が、保健センター部門と社会福祉協議会のボランティア部門のお部屋と、それと3階にみんくるさんという、そのすみ分けをしていて、料金がかかるお部屋とかかからないお部屋とかあるんですけども、この保健センター運営費の中のこの光熱費等いろいろもろもろのものというのは、もう保健センターが管理しているところに要した費用というこ

とで、あとの2階、3階の保健センター管理じゃないところは、ちゃんと別枠で費用が発生しているのかというのを教えてください。2点です。

○川口和代委員長：影浦健康増進課課長補佐

○影浦ひとみ健康増進課課長補佐：光熱水費の関係なんですけれども、一応、館全体で所管しているのは、確かに健康増進課、子育て支援課、社会福祉協議会になっておりますので、年間分を4か月を各課が持つような形で、案分という言い方が正しいのかどうかあれなんですけれども、そういった形で館にかかる費用をお支払いするような形を取ってございます。

○川口和代委員長：谷本健康増進課課長補佐

○谷本恵子健康増進課課長補佐：保健事業と介護予防の一体的実施のところなんですけれども、この事業については、健診などのデータがある健康増進課部門のやっている高齢者の保健事業とあと長寿介護課さんがやっている介護予防事業を一緒に進める取組ということで、長寿介護課と連携して実施しておるところです。このフレイルというのが、健康な状態と介護の状態のあいなかにいる方ということで、元気なんだけど、放っておくと介護が必要になるかもしれないよという方たちへの支援ということで、これ経費としてはかかってないように見えるんですけれども、長寿介護課さんの介護予防事業のほうで一緒に使わせてもらって、そこで連携して事業をやっているというところになっております。

○川口和代委員長：分かりました。ありがとうございました。

質疑もないようですので、次に参ります。

認定第2号令和6年度伊予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

影浦補佐

○影浦ひとみ健康増進課課長補佐：国民健康保険特別会計(事業勘定)のうち、健康増進課所管部分について説明いたします。

歳出について、294、295ページ中段をお願いします。

4款2項1目特定健康診査等事業費で、執行率87.8%でございます。

特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳までの国保の被保険者を対象とした健康診査、いわゆる特定健診に係る事業の経費となっており、受診人数などは成果調書の69、70ページ中段やや上に記載しております。

1節報酬は、特定健診の保健指導に当たるパート保健師1人分の会計年度任用職員報酬となっております。

7節報償費は、健康教育の講師を依頼した理学療法士報償費です。

12節委託料は、愛媛県総合保健協会及びJA愛媛厚生連への特定健診・特定保健指導委託料、行動科学・マーケティング理論など民間のノウハウを活用した特定健診未受診者受診勧奨等業務委託料、ICTを活用した健診予約システム運用等業務委託料等が主な支出となっております。

18節負担金、補助及び交付金は、特定健診に係るKDBシステム運用等負担金が主な支出となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

280、281ページ中段になります。

3款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金のうち健康増進課分として、保険者努力支援分には、保健事業や特定健診未受診者受診勧奨の実施に対する保険者努力支援交付金534万5,000円が含まれており、国・県から10分の10の交付金となっております。

特別調整交付金分には、特定健康診査及び特定保健指導の実施に伴う特定健康診査負担金など726万5,000円が含まれております。

次に、284、285ページ中段になります。

7款3項3目特定健康診査等負担金、1節過年度分につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の令和5年度実施の精算に伴う国・県からの負担金の不足分、158万2,000円が令和6年度収入額となっております。

以上で国保特別会計の説明を終わります

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：2点お願いします。

成果調書の70ページ、特定健康診査のところですけども、特定健康診査、これ大事なんですけども、昨年よりも400名近く減っているんですね、受診者が。違うか、足してるか、失礼しました。個別健診が増えてるんですね。集団健診はほとんど変わらないという状況です。それと、個別健診が増えた理由について一つ教えてほしいのと、その下の特定保健指導とありまして、動機づけ支援と積極的支援、それぞれほとんど変わってないんですけども、この2つ、対象者がどれぐらいおって、いわゆる動機づけ支援者、これ一緒でもいいんかもしれませんけども、特定保健指導をやる対象者のうち、90名とか22名を実施していると思うんですが、この実施率みたいなのをほかの自治体ではやっているようなことを私聞いてるんですけども、この特定保健指導実施率を明らかにすることによって、どこまでいわゆるケアできているのかというのが分かると思うんですけども、もし分かれば特定保健指導の実施率、これが分かれば示してほしい。もう一度言いますと、1点目は、特定健康診査が個別健診が増えた理由が1点目、2点目は、特定保健指導、実施率を教えてください。

以上、2点です。

○川口和代委員長：戸田健康増進課係長

○戸田ゆかり健康増進課係長：個別健診が増えた要因については、人間ドックの受診者が増えてきていること、また特定健診の未受診者の多くが、医療機関に通院中の方でありまして、医療機関の連携として、通院中の方にもかかりつけの先生から特定健診を勧めていただきたいというお願いなどもありたりとかということもあって、そういう方は、かかりつけで特定健診を受けることができます。そのようなことで、個別健診も増えてきている状況です。

そして、特定保健指導の実施率ですが、令和5年度で54.5%となっております。今年の実施率は、法定報告確定値というものが11月半ばに出まして、その確定値が確実なパーセントの実施率になるのですが、今現在の昨年度の分から私たちがこれぐらい実施できているというところで60%の実施率と計算を出しております。

○川口和代委員長：確認です。

今の令和5年度が54.5%、令和6年が推定で60%ということでもいいんですか。

○戸田ゆかり健康増進課係長:そうです。

○川口和代委員長:森川建司委員

○森川建司委員:保健指導率54.5%、今年は少し上がって60ということなんですけども、これは決して高いとは思わないんですけれども、その辺の評価をどう考えておられるのか。実は、うるま市に昨日まで研修に行っただけなんですけども、うるま市の保健指導率、これは70%です。その辺のところについて見解と方向性があれば教えてほしい。

それから、参考までに、特定健康診査そのものの受診率も私一般質問したことがあるんですけども、決して高くないのは分かっていますよ。だから、それを高くするために、うるま市では自治会への受診率向上報償金というのを出してましたので、これは効果があるんじゃないかと思いましたので、参考にしてください。

○川口和代委員長:戸田健康増進課係長

○戸田ゆかり健康増進課係長:特定保健指導実施率ですが、令和5年度、伊予市は先ほど言いましたように54.5%です。愛媛県全体の平均は35.6%となっており、県の中では伊予市の特定保健指導実施率は、高いほうであると思いつつ、それでもやはり一人でも多くの方が保健指導を受けていただいて、自分の体のことを知っていただいて、本当の病気にならないように、メタボリックの時点で改善できるように、日々いろんなところで工夫しながら、一人でも多くの方に指導を受けていただけるように努力してまいりたいと思っております。

○川口和代委員長:西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長:すみません、先ほどの補足なんですけども、特定健診の受診率なんですけども、今令和6年度の速報値なんですけども38.7%です。愛媛県が35.5、市ベース、11市でいくと、愛媛県が34.4%ということで、伊予市が38.7%ということで、市の中では1位です。保健師頑張ってますので。この数値が町も含めて1位になるように頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○川口和代委員長:森川建司委員

○森川建司委員:今1位というのを聞いて素晴らしいというか、県が低いのか分かりませんが。あと県の特定保健指導率、県の35.6もどうかと思うんですが、じゃあこの特定健診の保健指導率も1位なんですけども、それともっと高いところがあれば教えてください。

○川口和代委員長:西山健康増進課長

○西山安幸健康増進課長:すみません、持ち合わせてないんで、調べてまた後刻報告させていただきます。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、以上で健康増進課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時35分

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

## ○子育て支援課(午前10時35分～午前11時00分)

説明員:米湊明弘市民福祉部長 小笠原聡子子育て支援課長 大野 舞子育て支援課課長補佐 木曾智仁子育て支援課課長補佐 関木浩司子ども家庭センター分室長 丸橋裕子子育て支援課係長

傍聴議員:西岡勝志 福井真之介

傍聴人:愛媛新聞社

欠席議員:なし

## ○川口和代委員長:再開いたします。

これより、子育て支援課の所管に係る決算審査を行います。

認定第1号 令和6年度 伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

## ○小笠原聡子子育て支援課長:それでは、子育て支援課について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

決算書164から167ページ、成果調書17、18ページ下段をお願いします。

3款、1項、17目結婚支援費では、執行率99.3%となっております。

ここでは、松山圏域3市3町が、連携することにより活性化を図る、「まつやま圏域未来共創ビジョン」で取り組む事業の一つとして、婚活事業を実施しております。

事業自体は、18節負担金、補助及び交付金にありますように、各市町が負担金を出し合い、えひめ結婚支援センターと契約し、業務を実施するものです。事業内容といたしましては、例年実施している「愛結び」及び3市3町連携婚活事業に加え、令和6年度は複数市町を2日間で巡る「恋旅」事業を新規に実施いたしました。

次に、決算書168、169ページ、成果調書19、20ページ中段からお願いします。

3款、2項、1目児童福祉総務費では、執行率94.2%となっております。

児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て支援事業、こども家庭センター、子どもの居場所事業、放課後児童健全育成事業、病児・病後児保育事業、児童扶養手当給付事業等の経費となっております。

1節報酬につきましては、子ども・子育て会議4回分の委員報酬のほか、こども家庭センター家庭相談員、子どもの居場所児童指導職員、病児・病後児保育事業の保育士・看護師パート職員等の報酬で執行率87.8%となっております。

決算書170、171ページ、成果調書21、22ページをお願いします。

12節委託料につきましては、放課後児童健全育成事業関連委託料、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料等で、執行率98.5%となっております。

14節工事請負費につきましては、病児・病後児保育室の防犯カメラ設置工事費でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、伊予市人口減少対策事業、放課後児童クラブ障がい児受入補助金等で、執行率は90.9%でございます。

補助金の実績といたしまして、「えひめ人口減少対策総合交付金事業」におきましては、若年出産世帯応援補助金84世帯、若年出産世帯奨学金返還支援補助金39世帯、UIJタ

ーン保育士支援補助金1名、結婚新生活支援補助金23世帯、不妊治療費等補助金14人となっており、結婚、出産を望む市民の経済的不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを推進いたしました。

22節償還金、利子及び割引料につきましては、過年度子ども・子育て支援交付金の返還金等でございます。

次に、2目児童措置費は、執行率97.1%となっておりますが、これは児童手当の給付に係る経費となっております。

12節委託料につきましては、令和6年度の児童手当法改正に伴うシステム改修費でございます。

次に、3目保育所費は、執行率92.7%となっておりますが、これは市内公立保育所等の人件費及びその他運営経費となっております。

決算書172、173ページ、成果調書21、22ページ下段をお願いします。

12節委託料は、ぐんちゅう保育所給食調理等業務委託料、保育所及び認定こども園給食集約化に伴う改修工事設計業務委託料等で、執行率は88.9%です。

14節工事請負費は、うえの保育所の認定こども園化に伴う改修工事等で、執行率は93.9%です。

決算書174、175ページをお願いします。

4目児童運営費は、私立保育園等への運営委託費等、市内外の保育所への施設型給付に係る委託費及び幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等への施設型給付費等で、執行率92.1%です。

不用額が生じた理由といたしましては、加算額が見込みよりも下回った事、転入者が少なかった事等によるものでございます。

次に、5目母子父子福祉費では、執行率76.6%です。

ここでは、母子父子家庭への自立支援へ向けての母子父子自立支援事業を行っておりますが、執行率が低い原因は、年度途中で転出、受給資格の変更があったことによるものです。

決算書176、177ページ、成果調書23、24ページ中段をお願いします。

8目児童厚生施設運営費は、執行率95.8%となっております。ここでは、児童センター「みんくる」及び児童館「あすなろ」の運営関連費用を支出しております。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、利用者数がコロナ禍前の状況まで増加いたしました。

決算書178、179ページ上段をお願いします。

10目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、過年度事業交付額確定に伴う補助金の返還金でございます。

また、11目児童福祉施設感染症拡大防止費につきましても、過年度事業交付額確定に伴う補助金の返還金でございます。

以上が、歳出の主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。歳入につきましては、決算書のみでの説明となります。

72、73ページ、13款、2項、1目民生費負担金、4節保育所費負担金につきましては、一時保育・延長保育利用に係る保護者負担金、市外の児童が本市の公立保育所を利用した

場合に徴収する広域入所施設型給付費負担金、病児・病後児保育事業に係る保護者負担金等となっております。

5節児童運営費負担金につきましては、市内外の私立保育所の利用者負担金です。

次に、14款、1項、2目民生費使用料、3節保育所費使用料につきましては、公立保育所に係る使用料、職員駐車場使用料となっております。

74、75ページをお願いします。

4節児童厚生施設運営費使用料につきましては、児童館あすなろ及び児童センターみんくるの自動販売機設置使用料等でございます。

78、79ページ、14款2項2目民生手数料、1節保育所費手数料につきましては、保育料未納の場合の督促手数料で、1件100円でございます。

80、81ページをお願いします。15款、1項、1目民生費国庫負担金、7節児童福祉総務費国庫負担金につきましては、児童扶養手当の給付に対する国からの3分の1の負担金でございます。

8節児童措置費国庫負担金につきましては、児童手当給付金に対する国からの負担金でございます。

9節児童運営費国庫負担金につきましては、市内外の私立保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等への給付に対する国からの教育標準時間認定こどもが事業費の0.749倍の2分の1、満3歳以上保育認定子どもが2分の1、満3歳未満保育認定子どもが0.6倍の負担金でございます。

84、85ページ、2項、2目民生費国庫補助金、3節結婚支援費につきましては、婚活事業及び若年世帯の結婚新生活支援事業等に対する国からの補助金でございます。

4節児童福祉総務費国庫補助金につきましては、放課後児童クラブ運営、利用者支援事業等の実施に対する国からの3分の1の補助金でございます。

5節保育所費国庫補助金地域子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、地域子育て支援拠点事業等の事業実施に対する国からの3分の1の補助金でございます。

また、保育対策総合支援費補助金につきましては、利用者支援事業に対する国からの2分の1の補助金でございます。

6節児童運営費国庫補助金につきましては、一時預かり事業、延長保育事業に対する国からの3分の1の補助金、幼児教育保育無償化に基づく、幼稚園等の預かり保育保護者負担に対する国からの2分の1の補助金でございます。

7節母子父子福祉費国庫補助金につきましては、母子父子家庭の親が自立するための支援給付に対する基準額の4分の3の補助金でございます。

10節児童措置費国庫補助金は、児童手当制度改正に伴うシステム改修等準備費用に対する国からの10分の10の補助金でございます。

88、89ページ、16款、1項、1目民生費県負担金、6節児童措置費県負担金につきましては、児童手当給付等に対する負担金でございます。

90、91ページ、7節児童運営費県負担金につきましては、市内外の私立保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等への給付に対する県からの教育標準時間認定こどもが事業費の0.251倍の2分の1、満3歳以上保育認定子どもが4分の1、満3歳未満保育認定子どもが0.2倍の負担金でございます。

92、93ページ、16款2項2目民生費県補助金、9節児童福祉総務費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童クラブ運営、利用者支援事業等の事業実施に対する県からの3分の1の補助金、えひめ人口減少対策総合交付金につきましては若年出産世帯応援補助等の実施に対する事業費2分の1の補助金、愛顔の子育て応援事業につきましては、紙おむつ購入助成券の交付に対する県からの2分の1の補助金でございます。

10節保育所費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の事業実施に対する県からの3分の1の補助金でございます。

11節児童運営費県補助金の子どものための教育・保育給付費補助金につきましては、市内外の私立幼稚園、認定こども園への給付に対し、一定の率を掛けた補助対象額の2分の1の補助金で、地域子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、一時預かり事業及び延長保育事業の事業実施に対する県からの3分の1の補助金でございます。

子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、幼児教育保育無償化に基づく県からの4分の1の補助金でございます。

100、101ページをお願いします。

17款、1項、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち課所管分は、とりのきくじら保育園土地賃借料及びいよ未来こども園土地賃借料を合わせて281万5,200円でございます。

108、109ページ、21款、5項、1目雑入、3節民生費雑入のうち、課所管分は、児童館あすなろ及び児童センターみんくる自動販売機電気代、保育士給食費実費徴収金、保育所副食費等を合わせ3,412万2,300円の収入済額となっております。

以上で歳入の御説明とさせていただきます。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：2点をお願いします。

1点目は、決算書175ページ、3款2項5目、これ不用額の先ほど説明がございまして、不用額が多い理由は、年度途中転出者と受給資格者の変更という話でしたけれども、具体的には何名転出して、受給資格、どういう資格からどういう資格に変更したのか、何名変更したのかということについて分かれば教えてください。

2点目、成果調書24ページ、3款2項7目子ども医療費助成事業ということで、令和6年1月から18歳までに拡大したので、医療費が上がったというのは分かる……。

○米湊明弘市民福祉部長：これは市民課所管です。

○森川建司委員：ごめんなさい。

○川口和代委員長：1点でいいですか。

○森川建司委員：はい。

○川口和代委員長：木曾子育て支援課課長補佐

○木曾智仁子育て支援課課長補佐：先ほど御質問いただきました母子家庭等自立支援給付費に関しまして、私ども課長のほうから転出と資格の変更があったということをお伝えし

ましたが、令和6年度中に1名が市外に転出をしましたので、そちらのほうに資格を、台帳を移管をいたしまして、転出先の市町で引き続き受けるというようなことを聞いております。

もう一名は、途中で結婚をされた方がいらっしゃいまして、母子家庭ではなくなったということで、資格を喪失したということです。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

北橋豊作委員

○北橋豊作委員:ちょっと2点お伺いしたいと思うので、成果調書で19、20ページです。

子どもの居場所事業ということで、事業費は1,001万5,000円ということですが、施設利用者が380人、相談者が259名ということですが、特に最近、学校へ行けないとか、不登校の子どもが全国的にニュースにもなっておるといふような状況です。伊予市もかなりの方がそのような形になっておるんじゃないかと思うんですけども、これ令和5年6月から事業をやったというふうなことです。去年の施設利用者が152人で、倍になっただけですね。そのことかなということですが、この内訳というたらおかしいんですけども、小・中学生の子どもなのか親なのか、ちょっとそこら辺の内訳と状況を教えてもらったらというふうに思います。

逆に、相談者は320人から259人ということで、令和5年から見たら減っておるんですけども、そこらあたりの関係、ちょっとお教え願ったと思います。

もう一点、成果調書の21、22ページのえひめ人口減少対策総合交付金ですけども、この事業も昨年から比べたら3,263万4,000円と3倍ぐらいになっておる、当然かなと思うんですけども、その中で、上2つ、若年出産世帯応援補助金とその下なんですけれども、若年出産世帯奨学金返還支援補助金、年齢が若干変更したんじゃないかと思うんですけども、上の去年は29世帯やったんですけど84世帯と2倍半ぐらいに増えておるといふようなことですね。その下のいわゆる奨学金返還補助金、去年が7世帯やったんですけども39世帯とかなり増えておる、この2つ増えておる要因というか理由、これ教えてください。この2点です。

○川口和代委員長:関木子ども家庭センター分室長

○関木浩司子ども家庭センター分室長:1点目の質問について私のほうから回答をさせていただきます。

子どもの居場所おおぞらについてなんですけれども、成果調書に関しまして、施設利用者380人、相談者が259人となっておりますが、前年の152人、320人より増えておる、倍以上に増えておるような状況でございます。その内訳といたしまして、令和6年度に関しましては、施設利用者、これ延べ人数の数字になっておるんですけども、小学生が112名、中学生が64名、その他というところが、これ中学校を卒業したようなところもあるんですけども、そちらが若干ありまして、その他が204人、合わせて380名の延べ人数でございます。

また、相談者につきましては、内訳を申しますと、子どもからの相談が25件、保護者からの相談が130件、学校からの相談が81件、その他が23件の計259人となっております。

やはり、不登校に関しましても、学校教育課からいただいた資料によると、令和5年度が約70人に対し、令和6年度に関しましては100人を超えておるといふようなところで、子どもの数は減っておりますが、不登校児童は増えておるところでございます。令和7年につきましても、学校教育課の教育主事さんと先月打合せをしたところ、やはり昨年よりは今年度のほ

うが多いような状況というようなところでございます。

○川口和代委員長：木曾子育て支援課課長補佐

○木曾智仁子育て支援課課長補佐：2点目の質問に私のほうからお答えいたします。

えひめ人口減少対策総合交付金、成果調書でいいますと21ページ、22ページになりますが、そのうち特に若年出産世帯応援補助金、そして若年出産世帯奨学金返還支援補助金の2点が令和5年度と比較して大幅に増加した理由というところで、先ほど北橋委員のほうから指摘ございましたとおり、年齢の変更があったことが最大の理由でございます。令和5年度25歳以下同士、お父さんもお母さんも25歳以下同士で出産をした場合に、これらの補助が行われまして、出産世帯応援が、1世帯につき20万円上限、奨学金につきましては、お父さん、お母さんがそれぞれ奨学金を借りている場合に、お父さん、お母さんにそれぞれ20万円ずつ、つまり御夫婦とも借りられてますと40万円を上限として支給するんですが、当初愛媛県の、これ全て愛媛県の補助事業で成り立っておりますので、愛媛県に伊予市としては準拠する形なんですけど、令和5年度につきましては、事業の開始ということで、25歳以下同士で設定しましたところ、やはり25歳以下で出産する方がかなり少ないということで、県のほうも制度見直しをいたしまして、令和6年度からは35歳以下同士に変更されました。やはり、30歳を超えたぐらいで御出産をされる方というのはかなり多くて、単純に25歳から35歳までの10年間で出産数が大幅に増加をしたというようなことで、補助金とかはこのときは変わってないんですけども、単純に年齢の制限枠が広がったことによる増加です。

○北橋豊作委員：ええです。

○川口和代委員長：いいですか。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で子育て支援課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時04分 再開

○市民課(午前11時04分～午前11時51分)

説明員：米湊明弘市民福祉部長 野間美幸市民課長 田中富美市民課課長補佐 吾野光彦市民課課長補佐

傍聴議員：平塚優美 西岡勝志

傍聴人：愛媛新聞社

欠席議員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより、市民課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度 伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求め

ます。

野間市民課長

○野間美幸市民課長：令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

決算書142ページ、成果調書は7ページ中段をご覧ください。

歳出、2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、正規職員の人件費を除いた現年分執行率は94.4%で、繰越明許分執行率は、65.9%です。

144ページ、12節委託料では、令和7年5月26日施行の戸籍法改正に伴う戸籍への振り仮名記載対応に関する氏名の振り仮名追加整備に係る戸籍情報システム改修業務委託料などになります。これらに、令和5年度からの繰越事業を含んでいます。

17節備品購入費では、標準化に伴う印鑑登録用バーコードリーダーやスキャナーを購入しております。

154ページ下段、成果調書は、9ページ上段をお願いします。

3款1項4目重度心身障害者医療費は、執行率は92.4%です。

12節委託料は、個人番号で対象者の保険情報を確認できるように団体内統合宛名システム改修を行いました。

156ページをお願いします。

19節扶助費は、重度心身障害者の方に対して、医療費の自己負担分を助成しています。

158ページ、成果調書は、9ページ中段をお願いします。

7目国民年金費は、執行率は87.4%です。

164ページ、成果調書は17ページ下段をお願いします。

15目後期高齢者医療費は、執行率は97.1%です。

18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療被保険者への療養給付費、はり・きゅう施術助成金です。

174ページ下段をお願いします。

3款2項6目ひとり親家庭医療費は、ひとり親の家庭に対して、医療費の個人負担分を助成しています。執行率は78.9%です。

176ページ、成果調書は23ページをお願いします。

19節扶助費は、延べ受診件数9,572件の実績に対する助成額です。

7目子ども医療費は、0歳～18歳到達年度の子どもの医療費の自己負担分について助成しました。執行率は94.4%です。

12節委託料は、個人番号で対象者の保険情報を確認できるように団体内統合宛名システム改修を行いました。

19節扶助費は、助成額で、執行率94.6%で、成果調書は23ページ中段です。受診延べ件数は、82,017人で、対象拡大したこともあり昨年度より増加しております。

9目未熟児養育医療費は、1歳未満で出生体重が2,000グラム以下や体の機能が未熟な乳児等に係る医療費の自己負担分を助成しています。執行率は48.4%です。

178ページ、19節扶助費は、延べ受診件数11件の実績に対する助成額です。

190ページをお願いします。

4款1項8目診療所費は、執行率93.1%です。

10節需用費は、佐礼谷診療所フェンス破損に対する修繕です。

14節工事請負では、佐礼谷診療所照明器具のLEDへの取換えを行いました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明いたします。

決算書72ページ上段お願いします。

13款2項1目民生費負担金、6節未熟児養育医療費負担金は、未熟児養育医療費について、扶養義務者の負担能力に応じて扶養義務者から費用徴収するものです。

78ページをお願いします。

14款2項1目総務手数料、5節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍、住民票、印鑑証明等の発行手数料です。

80ページ上段をお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金、3節国民健康保険費国庫負担金は、国は事業費の2分の1を負担します。

10節未熟児養育医療費国庫負担金は、国は扶助費の2分の1を負担します。

82ページをお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金、3節戸籍住民基本台帳費国庫補助金では、個人番号カードの交付等に係る補助金について、原則10分の10が補助されました。社会保障・税番号制度システム整備費補助金等は、歳出で説明しました氏名の振り仮名追加整備に係る戸籍情報システム改修業務委託料などに対し10分の10が補助されました。デジタル基盤改革支援補助金は戸籍・戸籍附票システム標準化に係る戸籍情報システム改修業務委託料で、同じく10分の10が補助されました。

88ページをお願いします。

15款3項1目総務費委託金、1節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留などの外国人おおむね282人に対する住居地届出などの事務に対する委託金です。

2目民生費委託金、1節国民年金費委託金は、国民年金事務に係る人件費や物件費などへの交付金です。

16款1項1目民生費県負担金、1節国民健康保険費県負担金は、県は事業費の4分の1を負担します。さらに、保険料軽減相当額の4分の3を負担します。

4節後期高齢者医療費県負担金は、後期高齢者医療保険財政の安定化のため実施する基盤安定事業に係る県負担金で、事業費の4分の3を県が負担します。

90ページ、8節未熟児養育医療費県負担金は、県は扶助費の4分の1を負担します。

92ページをお願いします。

16款2項2目民生費県補助金、3節重度心身障害者医療費県補助金、12節ひとり親家庭医療費県補助金、13節子ども医療費県補助金の各医療費補助金については、それぞれの扶助費を各制度に応じた割合で県が補助します。また、各事務費補助金については、限定された額になりますが県が補助します。

98ページ中頃をお願いします。

16款3項1目総務費委託金、3節戸籍住民基本台帳費委託金は、出生、死亡、婚姻などの人口動態に係る統計調査事務に対する交付金です。

108ページをお願いします。

21款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、1節は、広域連合から委託を受け

実施した事業への収入です。

21款5項1目雑入、2節総務費雑入のうち、市民課に係る歳入は157万1,300円で、愛媛県収入証紙の販売代金、売りさばき手数料です。

3節民生費雑入のうち、市民課に係る歳入は5,256万9,354円です。主なものとして、「重度心身障害者医療」などに係る高額療養費分についての各保険者等からの戻入金です。

110ページ上段をお願いします。

22款1項3目民生債、3節子ども医療費助成事業債は、過疎債による収入で、こども医療費助成事業に充当しています。

以上、一般会計の歳入の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：1点お願いします。

成果調書24ページ、3款2項7目子ども医療費助成事業なんですけど、1つは、年齢拡大したことによって、5年度は3か月分の医療費やったんですけども、6年度は1年間ということで、予想したいわゆる実施数よりも多かったのか少なかったのか、その辺のことについて御見解をお願いします。

それから、2点目は、対象者は減ってはきておるんですね。例えば、乳幼児とか児童、15歳まで、対象者は減っているにもかかわらず、医療費が増えているということで、多分これは何か流行があったのか分かりませんが、特に児童、6歳から15歳について4万1,665件と多分5,000件か結構な数が増えとんですよね。これ何かこういうことがあったのか、この理由についても把握しておれば教えてください。

以上、2点です。

○川口和代委員長：野間市民課長

○野間美幸市民課長：1点目なんですけれども、令和6年度、1年間ということで、予算の範囲ではあったので、その想定内であったかと思います。

あと2点目の6歳から15歳、令和5年度と比べて増えているということの理由等については、ちょっと今のところ把握はしておりません。この後、またその対象者の人数自体がどのようなことになっているかというのを把握していきたいとは思っておりますけれども、大きな流行があったというふうには把握はしていないところです。

○川口和代委員長：森川建司委員。マイクをお願いします。

○森川建司委員：必要な方は受診してもらってもいいんですけども、この子ども医療費助成だけでもなくて、伊予市全般ですよね。やはり、高額化しているあるいは高額化していたり、いろいろ医療費が確実に市の財政を圧迫しているのは間違いないので、適正使用というんですかね、こういうことを考えるためにもその辺のところ、しっかり分析してほしいなということで要望で結構です。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

門田裕一委員

○門田裕一委員：ページ56、57の3款1項4目重度心身障がい者医療費と区分19扶助費

の重度心身障がい者医療費助成金、1,000万円近く不用額が出ています。この要因とこれに対しての今後の対策及び見解をお願いいたします。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。

野間市民課長

○野間美幸市民課長：大変お待たせしました。こちらにつきましては、予算が見込みを上回っていて、その分減ったのではないかと思うんですけども、対象人数自身につきましても、令和5年が846人から対象人数は834人ということになっておりますので、そのあたりとか、あと受ける医療等の内容に違いがあったのかなというところでございます。

○川口和代委員長：門田裕一委員

○門田裕一委員：伊予市のホームページのほうに、やはり保険が適用されないため代金の支払いは実費になりますとか書いてあるんですが、そういう案件が出てきたという可能性もあるんでしょうか。

○川口和代委員長：野間市民課長

○野間美幸市民課長：いえ、一旦そういう方には償還払いをさせていただいておりますので、そういう自己負担したというところはございません。

○門田裕一委員：分かりました。

○川口和代委員長：ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、次に参ります。

認定第2号令和6年度伊予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。まず、事業勘定について説明をお願いいたします。

吾野課長補佐

○吾野光彦市民課課長補佐：決算書286ページ、成果調書では、69ページ上段をお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費は、人件費を除いた執行率77.9%となっております。令和6年度は、従来の保険証が廃止されマイナ保険証に移行することに伴うシステム改修を行っております。

次に、2目連合会負担金については、執行率100%で、愛媛県国民健康保険団体連合会の運営に係る負担金です。

288ページ中段をお願いします。

3項1目運営協議会費は、執行率、60.1%です。伊予市国民健康保険運営協議会に係る費用です。委員は14名で構成し、会議を1回開催いたしました。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費は執行率91.4%で、被保険者の医療費や入院時食事代について、自己負担額を除いた保険者負担分について国保連合会を通して医療機関に支出しております。

2目一般被保険者療養費は執行率77.0%で、補装具、施術の給付などの療養費です。

3目審査支払手数料は、執行率83.1%で、レセプト審査や診療報酬の支払いなどの事務に係る手数料で、国保連合会に支出しています。

290ページをお願いします。

2項1目一般被保険者高額療養費は執行率88.9%で、一般被保険者が支払った自己負担額のうち、限度額の基準を超えた分を支払いしております。

2目一般被保険者高額介護合算療養費は執行率44.1%で、同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合において、自己負担額の合計が一定の基準を超えた場合に、療養費として支給するものです。

4項1目出産育児一時金は、執行率34.7%で、1人当たり上限50万円で、10人への支給実績がありました。

5項1目葬祭費は、執行率59.0%で、1件当たり3万円で、59件の実績です。

292ページ、3款国民健康保険事業費納付金は、執行率98.3%で、県内各市町の医療費水準や所得水準に応じて県が徴収する納付金です。県はこの納付金などを財源として、市町が支払う保険給付費の全額を普通交付金として市町に交付します。1項で医療給付費分、2項で後期高齢者支援金等分、3項で介護納付金分をそれぞれ納付しています。

4款1項1目保健衛生普及費は、執行率70.9%で、適正受診への意識の啓発を図るための医療費適正化事業の経費です。

12節委託料では、新規に服薬情報通知業務を実施し、重複、多剤服薬の可能性のある被保険者100名に対し通知を行い、かかりつけ医や薬剤師等へ相談する契機としていただき、適正受診に向けた意識啓発を図りました。

294ページ、18節負担金、補助及び交付金は、はり・きゅうの施術に対し助成を行っております。

296ページ、5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金は、前年度繰越金等を積み立てました。

298ページ、5目保険給付費等交付金償還金については、前年度に県から交付された普通交付金等の精算に係る返還金です。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入の説明をいたします。

280ページをお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金ですが、1節普通交付金は、療養給付に係る支出の全額が県から交付されます。2節特別交付金は、医療費適正化インセンティブや市町の特殊要因を考慮した保険者努力支援交付金、県の定める基準に基づき市町に重点配分される特別調整交付金等です。

4款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金に係る利子の受け入れです。

5款1項1目一般会計繰入金は、1節から282ページ上段6節において、それぞれ一般会計から繰り入れています。

6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金です。

3項雑入では、1目で、交通事故など第三者行為に伴う損害賠償金の第三者納付金を、

2目で不当利得に伴う保険給付費の返納金を、4目で前年度保険給付費の精算に伴う国保連合会からの返還金などを収納いたしております。

以上、歳入の説明を終わります。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

森川建司委員

○森川建司委員：5点お願いします。

1点目は、決算書293ページ、最下段、4款1項1目12節委託料ということで、先ほどの説明では、服薬情報通知業務委託料ということで、説明の中で100名の者に対して通知をしたという話がありました。これは医療費適正化のための事業だと思うんですけども、昨年は何名に対してしたのかということと、その通知が増えているのかどうか、疑わしい人が増えているのかどうかという意味で昨年度の比較を教えてくださいのと、この100名に出した通知の結果、どんな成果が得られているのか。適正受診につながっているのかどうか、もし具体的に分かれば教えてください。

2点目は、成果調書70ページ、上段、これ以前から言っていることの繰り返しになるかもしれませんが、医療費の適正化のために大事なので4点質問させていただきます、この項目ですね。

まず、国保利用者約400人ぐらい減っただけですよ。400人ぐらい全体の中で減っている中で、この療養費だけが結構増えとるんですよ。この理由を教えてくださいというのが1つ。

2点目は、高額医療、それから外国人による不正利用、高額医療というのは、薬が3,000万円の薬もあるんですよ。そういうことによって、普通の人を受けるんじゃなくて、とんでもない高額な医療を受けている人とか、あとは外国人による不正使用とかが問題になっただけですね。先ほど説明あった高額医療、特に高い人が例えば1,000万円とか500万円とか、伊予市でおればそういう人がどれぐらい増えているのかということと、外国人による不正利用はあるのかなのか、これについて回答をお願いします。

3点目は、同じく400人ぐらい対象者が減っているけども、葬祭費が30万円アップしているということは、結構亡くなっている方が増えとんじゃないかと思うんですね。先ほど59件でありましたけども、5年度は何件だったのか教えてください。

最後、はり・きゅうも結構増えとるんですよ、実績がね。このはり・きゅうが増えた理由について把握しておれば教えてください。

○川口和代委員長：吾野市民課課長補佐

○吾野光彦市民課課長補佐：1点目、御質問いただきました昨年度の対象者の件数も100名が対象者となっております。その対象者のうち、違う病院でそれぞれ同じ薬をもらっていらっしゃる重複の方とか、それぞれの病院で多剤、9種類以上もらわれている方が対象となっております。その方々に指導といいますか、薬剤師さんとか先生に服薬の内容について適正であるかどうかというところを御相談いただくように市のほうからはお伝えをさせていただいております。そのあたり薬剤師さん等で問題ないというところで判断した上での処方というのものもあるかと思っておりますので、その後改善されているかどうかというところは、今後また確認していきたいと思っております。

○川口和代委員長：吾野市民課課長補佐

○吾野光彦市民課課長補佐：葬祭費の件数が49件で、金額としましては147万円となって

おります。令和7年度、今年度については、今現在20件程度となっております。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。野間市民課長

○野間美幸市民課長：2問目の質問で、療養費が被保険者数が減っているのに増えているところなんですけれども、内訳のほうをいろいろ検証していく中で、高額な薬剤、薬が増えたりとか、医療の高度化で治療費がやはり森川委員もおっしゃってましたけれども、費用が高い、高額な、なので治療費のほうに精密になっていたとか、進化によって高額な費用がかかるようになっております。

続きまして、3番目の外国人の方の医療費、どのぐらいかかっているかという件なんですけれども、こちらにつきましては、直接そちらのほうを検証していない状態で今おりますので、またそのあたりも今後検証していこうと思っております。

○川口和代委員長：野間市民課長

○野間美幸市民課長：5番目のはり・きゅうが増加している件数なんですけれども、はり・きゅうにつきましては、年に1回事務所の方と、後はり・きゅうを使っている方を抽出しまして、一応適正に受けているかというようなアンケートを実施しております。その中で、不正な使用はないものの、受ける回数自体が増えてきている状況です。この件数は一緒なんですけれども、新たに始めた事業所もありましたので、そちらのほうに力を入れていますので、増えている状況が一つあります。

○森川建司委員：今は暫時休憩中。

○川口和代委員長：いえいえ違いますよ。

もう一つ。

○森川建司委員：市内で高額医療費の人がどれぐらいおるかという。国保利用者ですよ。

○川口和代委員長：暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○川口和代委員長：再開いたします。

野間市民課長

○野間美幸市民課長：今手元にありませんので、また下りましたら確認してまいります。

○川口和代委員長：森川建司委員

○森川建司委員：市内の高額医療とか外国人の話等は、今相当他市町とか国では結構問題になってますので、そういう観点からしっかりデータを取ってやっていただきたいと思えます。これ要望で結構です。

再質問は2点ですね。

1点目は、服薬情報通知事業業務の件なんですけれども、6年度も100名、その前も100名だ

と。だから、効果も確認してないということなんですけど、やっぱり効果を確認して、来年は例えば委託料を増やして500名ぐらいに網をかけようとか、いろいろやり方はあると思うんですよ。適正受診で大事なのは、予算なんか僅かなもんなんですけども、それが効果が出れば、私は成果があると思いますので、その辺はそういう取組をしてほしいということで御回答願います。

あと再質問で、葬祭費の話ですけども、何度も言いますけど、国保対象者の7,500名が今7,100名ぐらいになっとな中で、年間死亡者数が10件も増えたというの、ちょっと増え過ぎかなという気がして、以前から言っているように、コロナの影響があるんじゃないかと心配してまして、これは自然死というか、超過死亡数というのはこれは伊予市はこんなに小さいかもしれないけど、全国でいうと10万単位になっとなですよ。その辺のところ関心を持ってぜひデータをしっかり取ってほしいなと思います。

○川口和代委員長：野間市民課長

○野間美幸市民課長：1問目の服薬のほうの効果の分なんですけど、こちらのほう、令和6年度から新規に始めた事業ですので、この決算が最初の登場になります。今年100名同じように2年目したところでございます。補佐のほうから説明もありましたが、委託先のほうから調書、報告書も出してきてもらっておりますので、松山の薬剤師の会長等ともそちらのほう検証しながら、効果のほう、重複とか多剤とか、個別に今その報告書を基に検証しているところでございます。今後もまた2年目にはなるんですけども、委員さんのおっしゃっていただいたように、またより成果が出るような方法を模索していきたいと考えております。

○川口和代委員長：米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長：2点目の国保世帯の葬祭費の件につきまして私のほうから回答いたします。

この件につきましては、森川委員のお話にもありましたとおり、増えているのは私どもも自然的な増加というふうに考えております。この成果調書の中では、葬祭費177万円という形になっておりますが、今回ここで言うのもあれなんですけど、12月議会のほうで、この葬祭費、1世帯当たり3万円を支給している案件につきましては、1万円を減らして2万円という形で条例改正のほうを考えておりますので、ちょっとまだ12月議会前なんですけど、一応そういうような取組の中で、葬祭費のほうも考えておるようにしております。この件につきましては、近隣の市町につきましても2万円とかそういう形になっておりますので、それに合わせるといって、後期高齢世帯につきましても葬祭費が出ております。これにつきましても県下2万円という形になっておりますので、それに合わせていくという形になりまして、12月議会の案件を先に申して誠に申し訳ございませんが、一応そういう形で考えております。

○森川建司委員：いいです。

○川口和代委員長：ほかございませんか。

門田裕一委員

○門田裕一委員：成果調書の69、70の介護予防・生活支援サービス事業、3款1項1目

○川口和代委員長：どこですか。

○米湊明弘市民福祉部長：介護予防は長寿介護課が所管ですので、初日に終わっています。

○門田裕一委員：そうですか。

○川口和代委員長:いいですか。

○門田裕一委員:はい。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、次に診療施設勘定について説明をお願いします。吾野市民課課長補佐

○吾野光彦市民課課長補佐:続いて、診療施設勘定歳入歳出決算について説明いたします。

決算書は306ページ、成果調書69ページ中段をお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費は、正規職員の人件費を除いた執行率93.7%です。7節報償費では、週1回の歯科医師派遣費用を支出しました。17節備品購入費では、AED、デジタルエックス線画像処理装置を購入しました。

308ページをお願いします。

2項1目歯科研修費では、執行率32.2%で、歯科医師の学術大会参加経費です。

次に、2款1項歯科医業費は、執行率82.3%で、歯科診療所での診療に関する経費です。主な支出といたしまして、1目17節備品購入費では、根管長測定機能つきモーターなどを購入しました。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

302ページをお願いします。

1款1項1目国民健康保険診療報酬収入、2目社会保険診療報酬収入、3目後期高齢者医療保険診療報酬収入は、国保連合会及び社会保険診療報酬基金からの診療報酬です。

4目一部負担金収入は、歯科診療を受診した方の負担金、5目その他の診療報酬収入は、保険適用外の入歯や金や銀等の材料使用による収入などです。

6目介護保険収入は、介護に係る報酬で、国保連合会から受け入れています。

次に、2款使用料及び手数料ですが、1項歯科使用料は、自動車の使用料で、介護保険施設等への訪問診療をした場合に収めていただく燃料費です。

304ページをお願いします。

5款繰越金につきましては、全額前年度繰越金です。

6款1項1目雑入は、歯科治療で回収した金属の売払収入、歯科健診でのフッ素塗布代金、物価高騰対策応援金などです。

以上、歳入の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長:以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:質疑もないようですので、次に参ります。

認定第7号令和6年度伊予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

野間市民課長

○野間美幸市民課長:それでは、決算書は372ページ、成果調書73ページをお願いしま

す。

歳出、1款1項総務管理費は、人件費を除く執行率は93.5%です。

1目17節備品購入費で、電算処理システムの機器更改に伴い、端末等を購入いたしました。

2項徴収費は、執行率70%で、保険料の通知や納付書の送付などに支出しています。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、執行率94.2%です。広域連合に納付した保険料市町負担金、保険基盤安定負担金などです。各負担金の額については、広域連合が算定しています。

374ページ、3款1項償還金及び還付金は、執行率26.6%です。過年度分の保険料の返還に係る支出です。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明をいたします。

決算書は368ページを御覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料で、収納率99.75%です。

1目特別徴収保険料は、年金から徴収される保険料で、収納率100%です。

2目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により納付された保険料で、1節現年分の収納率は99.52%です。収入未済額については、還付未済額1万9,140円を足しました後、実質収入未済額80万160円を令和7年度へ滞納繰越しを行っております。2節滞納繰越分の収納率は62.08%です。収入未済額については、還付未済額5,100円を足しました上で実質の収入未済額38万9,900円を令和7年度へ滞納繰越しを行いました。

滞納の原因を滞納額で見ますと、生活困窮が56.4%と半分以上を占め、件数で見ますと納付忘れが54.8%でした。現在、納付率向上に向けて個々の状況に配慮した丁寧な説明や取組に努めていますが、引き続き関係部署や他課の収納担当との連携により、納付意識向上を図っていきたいと考えております。

3款1項一般会計繰入金は、1目、2目においてそれぞれ一般会計から繰り入れています。

370ページをお願いします。

4款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金、5款1項1目延滞金は、保険料に係る延滞金で、2項1目保険料還付金は、過年度分の保険料の返還金で、広域連合から受け入れています。

以上で歳入の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。

これより質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で市民課の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

## ○福祉課(午後1時00分～午後1時47分)

説明員:米湊明弘市民福祉部長 松田智樹福祉課長 岡本千明福祉課課長補佐 丹生谷夏芽福祉課課長補佐 稲本洋平福祉課課長補佐 高内克彦福祉課係長 松本由紀恵福祉課係長 木下智之福祉課主査

傍聴議員:なし

傍聴人:なし

欠席議員:なし

## ○川口和代委員長:再開いたします。

これより、福祉課の所管に係る決算審査を行います。

まず、認定第1号令和6年度伊予市一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

松田課長

## ○松田智樹福祉課長:それでは、福祉課所管に係る決算について、歳出から御説明申し上げます。

決算書152、153ページ上段から154、155ページ、成果調書7、8ページ下段から9、10ページ上段、民生児童委員活動事業から包括的支援体制構築事業までをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、執行率95.8%でございます。

1節報酬費は、地域福祉計画策定審議会委員へ審議会1回開催し、委員8名への謝礼となっております。

7節報償費は、民生児童委員102人に対する実費弁償費が主なものでございます。

8節旅費は、地域福祉計画策定審議会委員である大学教授2名への旅費となっております。

10節需用費は、社会福祉事業、地域福祉事業や社会福祉団体に関する事務費等となっております。

12節委託料は、生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するため、今後、最低限の生活を維持できなくなる恐れのある方の相談に応じ、支援計画を作成する等の生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業、家計改善支援事業を社会福祉協議会に委託した経費が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、伊予地区保護司会、更生保護女性会、遺族会、人権相談運営補助金等を支出しています。

19節扶助費は、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の該当者が0件であったことが主な不用額となっております。

22節償還金、利子及び割引料は、令和5年度生活困窮者住居確保給付金国庫補助金返還金は、概算交付を受けていた額に対し、実績報告に基づいて精算し、超過交付分を返還したものでございます。

続きまして、決算書同ページ中段、成果調書9、10ページ上段、特別障害者手当等給付事業をお願いします。

2目特別障害者等手当費、執行率97.6%でございます。

1節報酬は、手当を申請する際に、障がいの程度を認定していただく嘱託医への謝礼で  
ございます。

19節扶助費は、日常生活において、常時、介護を必要とする障がい者・障がい児に一定  
額の給付を行い、経済的負担の軽減と在宅福祉の向上を図るもので、対象者は85人(延  
べ967件)で、国の制度として実施するものでございます。

続きまして、決算書同ページ中段、成果調書同ページ上段、心身障害者扶養共済事業を  
お願いします。

3目心身障害者扶養共済事業費、執行率82.7%でございます。

18節心身障害者扶養共済制度掛金は、将来、独立、自活することが困難な障がい者の  
保護者が死亡や重度障がいになった場合に、障がい者が終身、一定額の年金を受け取る  
ことができる共済制度に加入する際、保険料の一部を補助するものでございます。

続きまして、決算書156、157ページ上段をお願いします。

5目人権対策費、執行率98.9%でございます。

18節愛媛県人権対策協議会伊予市支部運営費補助金が主なもので、各種研修への参  
加経費のほか、事務局職員の賃金等を補助したものでございます。

続きまして、決算書同ページ中段から158、159ページ上段、成果調書9、10ページ中  
段、隣保館運営等事業をお願いします。

6目隣保館運営費、執行率92.2%でございます。

1節報酬は、人権啓発のための住民交流の拠点施設としている扶桑会館の会計年度任  
用職員2名及び運営審議会委員7名の報酬でございます。

7節報償費は、扶桑会館で実施している英会話教室、郷土芸能教室等の講師謝礼でござ  
います。

続きまして、決算書160、161ページ下段、成果調書11、12ページ下段、障害者福祉事  
をお願いします。

12目障害者福祉費、執行率80.1%でございます。

1節報酬は、障害者福祉計画策定審議会に伴う委員報酬でございます。第7期障がい福  
祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について審議会を1回開催しました。

18節負担金、補助及び交付金は、障害者団体補助金等でございます。手をつなぐ育成会  
に20万円、視覚障害者協会に2万円の団体運営費を補助したものが主なものでございま  
す。

19節タクシー利用助成金は、障がい者の医療機関の受診継続や社会参加を支援し、在  
宅福祉を増進するため、タクシー初乗り料金分について、チケットを基本24枚交付したも  
のでございます。

続きまして、決算書162、163ページ上段、成果調書13、14ページ上段、自立支援給付  
事業をお願いします。

13目自立支援給付費、執行率97.8%でございます。

19節扶助費の介護給付費・訓練等給付費は、障がい者の自立支援を目的に、障がいの  
程度や社会活動の状況に応じて、介助や、生活能力の訓練等を行うための経費について支  
援したものでございます。

同じく自立支援医療費は、身体障害者の日常生活能力や社会生活能力を回復させるた

めの医療について、費用を負担したもので、主なものは、人工透析でございます。身体障害者補装具費は、障がい者の日常生活の効率向上や自立を支援するため、車いすや補聴器等の購入について、費用の一部を助成したものでございます。

22節償還金、利子及び割引料で、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金及び障害者医療費国庫負担金返還金は、概算交付を受けていた額より、実績額が減少したことによりそれぞれ差額を返還したものでございます。

続きまして、決算書同ページ下段から164、165ページ上段、成果調書13、14ページ下段から15、16ページ及び17、18ページ上段、地域生活支援事業①から②までをお願いします。

14目地域生活支援事業費、執行率88.5%でございます。

1節報酬は、障がい福祉サービスを受けるため、訪問調査や医師の意見書をもとに区分を認定する審査会委員の報酬でございます。

12節委託料の障害者相談支援事業委託料は、社会福祉協議会、中山梅寿会、朝凧会に事業を委託し、本人や保護者等の相談に応じ、適切なサービスの利用に向け支援するものでございます。

同じく障害者地域活動支援センターの指定管理料は、中山の「くりのみ」の運営を中山梅寿会に委託したものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の地域活動センター送迎サービス費補助金は、「くりのみ」の利用者の送迎を行うための費用を補助したものでございます。

19節扶助費の日常生活用具費支給事業費は、ストーマ装具や紙おむつなどの日常生活用具の購入費用を助成したものでございます。

移動支援事業費は、社会活動への参加促進を図るため、屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上、必要と認められた外出に対して同行支援を行ったものでございます。

日中一時支援事業費は、介護者の負担を軽減するため、障がい者(児)に日中活動の場を提供するための経費でございます。

続きまして、決算書同ページ下段、成果調書同ページ下段、障害児通所給付事業をお願いします。

16目障害児通所給付費、執行率95.0%でございます。

19節扶助費の障害児通所給付費は、障がい児が施設に通って、日常生活における基本的な動作指導や集団生活への適応訓練を行う費用を扶助するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料で、障害児入所通所給付費国庫負担金返還金は、概算交付を受けていた額より、実績額が減少したことによりそれぞれ差額を返還したものでございます。

続きまして、決算書166、167ページ上段、成果調書19、20ページ上段、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金追加給付事業費をお願いします。

18目電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金給付事業費、繰越事業、執行率9%でございます。本事業は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、重点支援地方交付金における、低所得世帯支援枠の追加的な拡大が盛り込まれたことを受け、物価高騰の影響を受けた生活者への継続的な支援のために、住民税非課税世帯等を対象に、1世帯当たり7万円の現金を給付するものでござい

す。

続きまして、決算書同ページ下段から168、169ページ上段、成果調書同ページ上段、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業費をお願いします。

19目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業費、繰越事業、現年事業及び翌年度繰越しを含め、執行率84.0%でございます。

繰越事業は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯給付金の対象とならず、かつ個人住民税の定額減税の対象とならない、住民税均等割のみが課税されている世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金を給付するものでございます。また、令和5年度に実施された、住民税非課税世帯への給付金7万円、及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金10万円を受給した世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯には、子ども1人当たり5万円の加算給付をするものでございます。

現年事業は、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯及び、住民税均等割のみが課税された世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

さらに、これらの新たな給付対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯には、子ども1人当たり5万円の加算給付をするものでございます。

なお、現年事業については、3,224万6,000円を令和7年度へ繰り越しております。

続きまして、決算書178、179ページ中段から180、181ページ上段、成果調書23、24ページ中段、被保護者就労支援事業をお願いします。

3款3項1目生活保護総務費、執行率93.7%でございます。

1節報酬は、医療扶助意見書に関する内容を、内科医、精神科医に審議していただいたものでございます。会計年度任用職員報酬は、就労可能な稼働年齢層の方に対して、就職をあっせんするほか、職業安定所の同行訪問を行い、就労による経済的自立促進を図るための就労支援員の賃金等でございます。

12節委託料、レセプト点検委託料につきましては、委託業者から専門員を派遣し、生活保護医療扶助に係るレセプト内容、資格チェックを毎月実施しているものでございます。

また、生活保護システム改修業務は、令和6年10月施行の就労自立給付金の算定方法改正に対応するため実施したものでございます。

18節負担金、補助及び割引料、松山広域福祉施設事務組合負担金は、生活保護対象の救護施設分について、事務組合へ支出したものでございます。

22節償還金、利子及び割引料は、社会保障・税番号制度システム整備費等国庫補助金、被保護者健康管理支援事業費国庫負担金及び被保護者就労支援事業費国庫負担金等について、概算交付を受けていた額に対し、実績額が減少したことにより、その差額を返還したものでございます。

続きまして、決算書同ページ中段、成果調書同ページ下段をお願いします。

2目扶助費、執行率96.4%でございます。

19節扶助費は、生活保護法による生活扶助として日常生活に必要な費用や、住宅扶助として公営住宅やアパート等の家賃等、教育扶助費として義務教育中の児童の教育費、医療扶助として医療費、介護扶助費として介護費に対する経費として、延べ8,530人に対して給付したものでございます。

22節償還金、利子及び割引料は、令和5年度実績報告に基づき、超過交付されていた医

療扶助費及び介護扶助費に係る国庫負担金を返還したものでございます。

続きまして、決算書同ページ下段をお願いします。

4項1目災害救助費、執行率0%でございます。

これは、大規模災害など国の災害救助法による災害弔慰金が適用された場合、災害弔慰金を支給するものでございます。令和6年度は、事案がありませんでした。

続きまして、決算書236、237ページ下段から238、239ページ上段をお願いします。

8款7項2目住宅新築資金等償還推進事業費、執行率50.0%でございます。これは、愛媛県住宅新築資金等貸付償還事務市町連絡協議会に係る経費でございます。

歳出についての説明は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

70、71ページ下段をお願いします。

13款2項1目民生費負担金、1節心身障害者扶養共済事業費負担金は、心身障害者扶養共済制度に加入された方の負担金でございます。

続きまして、72、73ページ下段をお願いします。

14款1項2目民生費使用料、1節社会福祉総務費使用料は、四国電力の電柱占用料でございます。

続きまして、80、81ページ上段をお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉総務費国庫負担金は、生活困窮者自立支援事業費及び生活困窮者住居確保給付金について、国からの4分の3の負担金でございます。

2節特別障害者等手当費国庫負担金は、特別障害者等手当給付事業費について、国からの4分の3の負担金でございます。

5節自立支援給付費国庫負担金は、介護給付費等について、国からの2分の1の負担金でございます。

6節障害児通所給付費国庫負担金は、障害児通所給付費について、国からの2分の1の負担金でございます。

11節生活保護総務費国庫負担金は、生活保護費のうち、被保護者就労支援事業の会計年度任用職員に係る賃金について、国からの4分の3の負担金と、被保護者健康管理支援事業のレセプト管理システム健康管理支援サービスに係るクラウド使用料について、国からの4分の3の負担金でございます。

続きまして、82、83ページ上段をお願いします。

12節扶助費国庫負担金は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費について、国から4分の3が概算交付されたもので、過年度分については、実績に基づき、不足分が追加交付されたものでございます。

続きまして、同ページ下段から84、85ページ上段をお願いします。

15款2項2目、民生費国庫補助金、1節社会福祉総務費国庫補助金は、包括的支援体制構築事業について、国からの4分の3の補助金と、生活困窮者就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、国からの3分の2の補助金でございます。

2節地域生活支援事業国庫補助金は、地域生活支援事業のうち、相談支援事業、日常生活用具費支給事業などについて、国からの2分の1の補助金でございます。

8節生活保護総務費国庫補助金は、生活保護適正実施事業に係るレセプト点検委託料について、国から4分の3の補助を、生活保護システム改修費用について、国から2分の1の補助を受けたものでございます。また、被保護者就労準備等事業に係る生活保護担当ケースワーカー全国研修会の参加旅費についても、国から2分の1の補助を受けております。

9節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援枠分、住民税非課税世帯への7万円給付に係る事業であり、その事業費及び事務費に対し10分の10を国から補助されたものでございます。

続きまして、88、89ページ中段をお願いします。

15款3項2目、民生費委託金、2節児童福祉総務費委託金は、特別児童扶養手当の支給事務について、国からの委託金でございます。

続きまして、同ページ下段をお願いします。

16款1項1目、民生費県負担金、3節自立支援給付費県負担金は、障害者自立支援給付費の4分の1が県から負担されたものでございます。

5節障害児通所給付費県負担金は、障害児通所給付費の4分の1が県から負担されたものでございます。

続きまして、90、91ページ上段をお願いします。

9節扶助費県負担金は、生活扶助費に係る県負担金で、居住地がない、又は明らかでない被保護者に対して、市が給付した費用の4分の1が県から負担されたものでございます。

続きまして、92、93ページ上段をお願いします。

16款2項2目、民生費県補助金、1節社会福祉総務費県補助金は、社会福祉総務費のうち、民生児童委員の活動実費弁償費は、県の補助要綱に基づき、補助を受けたものでございます。

2節心身障害者扶養共済事業費県補助金は、心身障害者扶養共済事業のうち、非課税世帯の保険料の2分の1及び事務費の一部が県から補助されたものでございます。

4節隣保館運営費県補助金は、扶桑会館の管理運営費として、県の補助要綱に基づき、補助を受けたものでございます。

7節障害者福祉費県補助金は、障害者福祉費のうち、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金に対して、3分の1が県から補助されたものでございます。また、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に対して、2分の1が県から補助されるものでございますが、実績はありませんでした。

8節地域生活支援事業費県補助金は、地域生活支援事業のうち、相談支援事業、日常生活用具費支給事業などに対して、4分の1が県から補助されたものと、子ども・子育て支援事業に対して、3分の1が県から補助されたものでございます。

続きまして、98、99ページ下段をお願いします。

16款3項2目、民生費委託金、1節人権対策費委託金は、人権擁護委員が実施した人権の花運動に対して、県から交付されたものでございます。

2節自立支援給付費委託金は、自立支援医療支給認定事務において、県から交付されたものでございます。

3節社会福祉総務費委託金は、国民生活基礎調査事務において、県から交付されたものでございます。

続きまして、100、101ページ上段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入は、児童発達支援センターを運営している社会福祉法人からの地代41万6,400円が含まれています。

続きまして、106、107ページ下段をお願いします。

21款3項4目住宅新築資金等貸付金元利収入、1節住宅新築資金等貸付金元利収入は、例年と同様、多額の滞納金を解消するには至っておりません。

続きまして、108、109ページ下段をお願いします。

21款5項1目雑入、3節民生費雑入のうち、生活保護に係る扶助費の返還金、348万2,109円が含まれています。これは、扶助費決定後、臨時的収入や例月收入認定以外に変更が生じた場合に扶助費を返還させたものでございます。また、介護給付費・訓練等給付費返還金、124万3,275円も含まれています。これは、市外に所在する就労継続支援A型事業所が、人員基準違反及び運営基準違反の状態ですサービスを提供していたにもかかわらず、給付費を減算せずに不正請求していたことにより、当該事業者から返還されたもので、分割返還に伴う令和6年度分の返還金でございます。また、社会福祉協議会からのボランティアセンター光熱水費、120万円も含まれています。また、扶桑会館まつりグランドゴルフ大会参加者負担金、6,100円も含まれています。

以上で、福祉課所管部分の説明を終わります。御審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：以上で説明が終わりました。これより質疑を受けます。

正岡満委員

○正岡 満委員：1点お願いします。

成果調書のほうで、すみません、23ページ、24ページ、生活保護扶助費について、これ見てみますと、昨年度よりも多少増えているようですけれども、その中で被保護者世帯に対しては、ケースワーカーの定期的訪問を実施し実態把握に努め多様な問題を解決するとともに、関係機関と連携を図り、不正受給の防止、他法の活用を行い、保護の適正実施を図ったというふうになっておりますが、定期的な訪問というのは、こういった形の訪問なのかということと、もう一点、不正受給の具体的な例はあったのでしょうか、その2点よろしくお願いいたします。

○川口和代委員長：稲本福祉課課長補佐

○稲本洋平福祉課課長補佐：まず、定期訪問につきましては、伊予市におきましては、Aケース、Bケース、Cケース、Dケースと4段階に分けました、Aケースは毎月、Bケースは3か月に1回、Cケースは半年ごと、Dケースは年に1回に格付して、被保護者の方の状態に応じて、例えば就労している方とかはAケースで毎月1回訪問、介護施設なんかに入っている人は、状態がほとんど変わらないような方については年に1回の訪問、これを年間で計画を上げまして、その計画に基づいて定期的に訪問をしております。そこで、被保護者の方とお話をして、こういった支援が必要かということケースワーカーが把握をするというふうなことで訪問で把握をしております。

もう一点の不正受給については、企業年金などをもらっていたのに、報告を市のほうにしてくれてなかったとか、そういったことで収入認定をできなかったケースなどについて返還をもらう。あと悪質なケースとしましては、市に報告をせずに働いていたと。収入があった

にもかかわらず、それも報告をしてなかったということで返還をお願いするというふうなケースもまれにはありますが、ございます。

○川口和代委員長：正岡満委員

○正岡 満委員：具体的には何件ぐらい年間あるもんなんですか、その不正受給については。いろんな不正受給の形があると思うんですけど。

○川口和代委員長：稲本福祉課課長補佐。

○稲本洋平福祉課課長補佐：不正受給、本当に悪質な収入の申告をしなかったというケースは年に数件ございます。軽微な年金の報告のし忘れとか、本人さんがついうっかりというふうな件数を含めたら、全体で年間30件ほどになります。

○正岡 満委員：分かりました。ありがとうございます。

○川口和代委員長：ほかにございませんか。

森川建司委員

○森川建司委員：4点お願いします。

1点目は、決算書155ページ、3款1項2目18節扶助費、先ほど特別障がい者等手当の話で、85名常時介護をしている人がいるということで967件ということでありましたけども、この障がい者の推移について教えてほしいのと、去年との比較で結構です。

あと不用額が46万円ほど発生してありますが、その理由について教えてください。

2つ目、165ページ、3款1項16目障がい者通所給付費のうちの扶助費ですが、これ2億8,000万円ほどこれで使いましたというのではなかなかそれが正しく使われているかどうか私は分からないので、実績表も見ましたけども、具体的な決算額は載ってないので、1つだけ教えてください。例えば、放課後等デイサービスに1,964人が利用されてますけども、それに幾らかかったか、決算額、分かればお願いします。

4点目、179ページ、3款3項1目1節報酬ということで、先ほど就労支援員の会計年度任用職員の報酬の話が出ましたが、これは何名おられるのかということと、それから就職あっせんとかハローワークに同行支援とかされているんですけども、その方が1年間活動されて、どんな成果というか結果を出しておられるのか。

以上、4点お願いします。

○川口和代委員長：稲本福祉課課長補佐。

○稲本洋平福祉課課長補佐：4点目の生活保護に関する就労支援員さんに関する質問にお答えさせていただきます。

まず、就労支援員さんは、常勤で1名配置をしております。

成果につきましては、昨年度におきましては、稼働年齢層の方を中心に、13名の方に支援を行いまして、このうち8名が就労につながりましたが、全て非正規雇用で自立に至ったケースは結果としてはございませんでした。

以上でございます。

○川口和代委員長：木下福祉課主査。

○木下智之福祉課主査：放課後等デイサービスの実績、1,964人に対していかほどかかったかの質問に対しまして、金額といたしましては、年間で1億5,679万774円という数字になっております。

○川口和代委員長：岡本福祉課課長補佐

○岡本千明福祉課課長補佐:1点目の質問にお答えいたします。

特別障がい者手当につきましてはですけども、特別障がい者手当につきましては、年々増えている状態になっていまして、あと障がい児福祉手当につきましては、令和3年度は297件、28人、令和4年度は292件、26人、令和5年度は284件、25人と減少傾向にありました。しかし、令和6年度、どちらの手当も増加しております。

○川口和代委員長:岡本福祉課課長補佐

○岡本千明福祉課課長補佐:すみません、先ほどの特別障がい者手当の不用額のことでですけども、こちらにつきましては、想定した増加よりも執行額のほうが少なかったためです。

○川口和代委員長:森川建司委員

○森川建司委員:2点お願いします。

1点目は、就労支援員で、結局非正規雇用だったから、自立には至ってないということは、生活保護をそのまま受給しているということと、それは一部生活保護費の減額に至っているのかどうか、現状を教えてください。

2つ目は、先ほど放課後等デイサービス利用者1,964人で1億5,000万円って、今電卓はじけないんですけども、これ1人当たり幾らぐらいかかってんだろうかなということ、単純に計算すればできるので、ちょっとできないんで。その2点お願いします。

○川口和代委員長:稲本福祉課課長補佐

○稲本洋平福祉課課長補佐:1点目の就労支援員の件についてお答えさせていただきます。

自立はしてないので、生活保護は現在も受給をしております。ただ、収入が増えておりますので、生活保護費の支出自体は減額となっております。

○川口和代委員長:木下福祉課主査

○木下智之福祉課主査:放課後等デイサービスの1人当たりに関しまして、1人当たりは7万8,248円ということになるんですが、児童によっては使う日数が違ったりとか、そういったところでばらつきもありますので、一概に平均を取ったところで合わないところはあるかと思うんですが、額といたしましては今お伝えしましたとおり、7万8,248円になるかと思えます。

○川口和代委員長:森川建司委員

○森川建司委員:放課後デイサービスですけども、これ1人が利用するために約8万円がかかっているんですが、この放課後デイサービスってどれぐらいの期間のサービスなんですか、1日2時間とか3時間とか4時間とか。放課後なので時間が少ないと思うんですね。その辺のところ分かれば教えてください。

○川口和代委員長:木下福祉課主査

○木下智之福祉課主査:放課後等デイサービスの利用時間についてなんですが、通常学校がある日に関しては放課後になりますので、大体1時間から2時間というところが多いかと思うんですが、事業所によっては土曜日開所しているところもありますし、あと長期休暇、夏休みとか春休み、そういった場合は1日利用ということになりますので、朝10時ぐらいから3時ぐらいの利用ということもありますので、1日利用した場合は、当然単価も上がってまいりますので、そのあたりで利用の金額というのは変わってくると思います。

○森川建司委員:はい、結構です。

○川口和代委員長:ほかありませんか。

北橋豊作委員

○北橋豊作委員:1点だけお伺いしたいと思うんですけども、今の森川委員とかぶると思うんですが、成果調書の23、24ページの生活保護扶助費の関係なんですけれども、就労支援員1名がいるというふうなことで、就労に至ったケースは実績は分かったんですけども、やっぱり生活保護者で一番問題は、負の連鎖ということで、数年前に部長も一緒に行かれた生活保護のマニュアルというのは釧路モデルで当時の片山さつきさんが厚生労働大臣の折に国がつくった、そのモデルになっとるのは釧路モデルだと思うんですけど、その折に釧路で研修させていただいて、一番はやっぱり負の連鎖、いわゆる親がそういう生活保護をもらっておったら、子どもさんも高校も行かないというふうなことで、やっぱり就学支援をこれが一番大事なんですよという話も聞いたんですけども、今回この令和6年度の実績で、就労支援を併せてやっておるのか、そういうケースはあるのか、そのところどうなっとんのか、ちょっと教えてもらったらと思います。

○川口和代委員長:稲本福祉課課長補佐

○稲本洋平福祉課課長補佐:昨年度でいいますと、高校生が2名いまして、就労に当たっては、高校のほうでしていただけるので、こちらから高校生に対してあっせんとかそういったことはしてはないんですけども、例えば進学する方に対しては、奨学金の話を勧めたりとか、そういったアドバイスなどはさせていただいております。確実に自立していただいて、そのまま生保の継続、負の連鎖にならないように、ケースワーカー、担当職員一同、そこは気をつけて支援をしております。

○川口和代委員長:米湊市民福祉部長

○米湊明弘市民福祉部長:稲本補佐に補足で説明をさせていただきます。

まず、負の連鎖、先ほど北橋委員さんからも言われたとおり、負の連鎖が続くのが、一番生活保護では問題視されているところでございます。当市におきましては、まず進学になりますと、中学から高校という一つのステップがあります。ここにつきましては、ほぼほぼ今伊予市では100%高校に進学しているような状況です。進学に当たっては、やはり中学校の先生とケースワーカーなどが連携を密にし、お話をしているような状況でございます。今説明がありました高校から次の第2のステップです。就職に関しましては、学校推薦とか学校からのあっせんがありますので、まずはそこを利用させていただくという形で今高校を卒業して就職する方についてはそれで進んでおります。ここ最近ですが、やはり高校卒業した後に進学するという方のケースが増えております。4年制の女子大とか、2年間の短期を行った後にまた編入して4年制のほうに移る、そういう生活保護を受けていた子どもさんも進学しております。先ほど稲本補佐の説明でもありました奨学金、それに併せて奨学金が難しい場合は、社会福祉協議会で生活福祉資金という貸付制度があります。18歳になったばかりで、またこういう資金の貸付けで借金を背負うというのは、ちょっとしんどいところもあるんですが、返済については卒業してから半年をたってからという形になって、無利子にはこれはなっておりますので、一応奨学金が難しい方につきましては、その社会福祉協議会の生活福祉資金の教育費というところを保護者、それと本人にお話しして、少しでも進学の妨げにならないよう指導はしております。

以上でございます。

○川口和代委員長:ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：質疑もないようですので、以上で福祉課の審議を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○総括(午後2時00分～午後2時27分)

説明員：皆川竜男総務部長 向井功征企画振興部長 三谷陽紀産業建設部長 米湊明弘  
市民福祉部長 岡井隆治会計課長 長岡崇上下水道課長

傍聴議員：なし

傍聴人：なし

欠席議員：なし

○川口和代委員長：再開いたします。

これより委員会の総括を行います。

関係各部長及び会計管理者、上下水道課長に御出席いただいておりますので、意見や要望などがある委員は挙手にてお願いいたします。

門田裕一委員

○門田裕一委員：資料もいただきありがとうございました。

要望なんですけど、一定金額以上の不用額を一覧表にさせていただいて、総合的に判断できるような形にさせていただければと要望でございます。

○川口和代委員長：皆川総務部長

○皆川竜男総務部長：その不用額の一覧表の作り方なんですけど、事業単位でよろしいんでしょうか。

○門田裕一委員：令和6年度の伊予市の財政として一覧表にしたときに、総合的に議論できるような。

○川口和代委員長：皆川総務部長

○皆川竜男総務部長：目単位ぐらいでの全体での不用額を出したんでよろしいですかね。

○門田裕一委員：そうですね、一定額以上の金額以上の。

○皆川竜男総務部長：大きい分をとということですね。

○門田裕一委員：はい、そうです、はい。

○皆川竜男総務部長：それを今年度の分、もう来年度からでいいですか。

○門田裕一委員：来年度からで。

○皆川竜男総務部長：それは検討させていただいて、ぜひ出すようにしたいと思います。

○門田裕一委員：よろしく願いいたします。

○川口和代委員長：日野猛仁委員、どうぞ。

○日野猛仁委員：何点かお伺いいたします。

ここにある審査意見書というのがあって、その中にも毎年のように、さらなる合理化、効率化ということをうたわれています。単純に合理化とか効率化というと、言えば人件費を、人件

費も単価上がっていますので、なかなか難しいんですが、単純に言えば人を減らす、逆に言うたら残業代を減らすとか、そういったところを実際どの程度やられたのかというのを総務部長、ちょっと教えてください。

それと、当然ながら、歳入に努めるべきだという形で書いているんですが、ふるさと納税なんかは非常に収入が増えているんですが、この中にも書いているんですが、公有財産の活用というのがあるんですが、以前は結構伊予市で塩漬けをしている土地なんかをどういうふうな形で販売に向けて広報活動しとるんかというのがあったんですが、ここ最近、そういった議論があまりされてないんですが、そのあたりどういった努力をされているのかというのを2点目。

3点目なんですが、これも最近、あまり話題には出てないんですけど、やはり第三セクターであったりとか、出資団体へのそこがしっかり運営も含めてできとるんかというのが、以前は結構第三セクターなんかでも民営化をせえ、民営化をせえと言うてるけど、ここ最近、そういったことも議員も言やらんけんいかんのでしょうか、そのあたり本来だったらもっともって進んで、出資しとるところもあまりこの委員会では言わなかったんですけど、例えばまちづくり郡中なんかでも、実際当初の役目を私はまだ完結できてないと思うんよね。本当やったらあそこで3年ぐらい店出してから、市街地のほうでお店出してくださいよと言いながらもずると来ているようなところがあります。そういったあたり、しっかりと指導なんかもされとんのかなというところもやはりなあなあではいかんと思うんですが、そのあたり3点、ちょっとお聞かせください。

○川口和代委員長：皆川総務部長

○皆川竜男総務部長：まず、合理化ですが、当然、人は最小限度での雇いとなっております。退職者補充での今の定員人数としておりますし、時間外に関しましては、必要最小限での命令等各課削減に努めております。ただ、人件費自体が上がっておりますので。

○日野猛仁委員：それは分かります。

○皆川竜男総務部長：時間単価にしても。結局、人件費自体は前年度と比べるとどうしても伸びたような形になっております。

それと、公有財産の活用ですが、確かに以前ですと塩漬けになつとるところもございました。ただ、ここ数年は、活用されてない財産に関しましては、販売する方向で財産処理委員会にもかけさせていただいておりますし、それとホームページ等に載せてあるだけで、その後全然動いてないような資産もありましたので、それらは今後売り出していく財産と併せて、また再度広報等にも載せて出していきたいと思っております。

それと、今後の売り方ですが、以前は民間に、個人に関しての売買が多かったんですが、今計画しておりますのが、元の新川住宅の跡地とか尾崎住宅の跡地等がかなり広い土地があるんですが、家1戸よりは、大分、何戸も、4戸とか5戸とか取れるような用地の今後売買が出てくると思うんですが、それに関しましては、例えば不動産屋に一括して売って、あと不動産屋のほうで売れるような形が取れないか、そのあたりも検討いたしております。それで、公有財産活用されてない分は、今後はどんどん手放していきたいと考えております。持っておっても維持費がかかるだけですので、このあたりは売るといってまた御理解のほういただければと思います。

○川口和代委員長：三谷産業建設部長

○三谷陽紀産業建設部長:私のほうから3点目の主に町家についての運営状況等について回答申し上げます。

まちづくり郡中がやっております町家につきましては、年に1回総会とかというような機会を捉えて状況等を確認しておるんですけれども、それ以外にも、所管が商工観光課になるんですけれども、今言われたように、あそこのコンセプトというのが、あそこで出店して、何年かたって町なかへ行くということがなかなかできてない。その原因は、なかなか町なかでの空き店舗のあっせんができてないということもございいますので、そのあたり空き店舗の調査とかそのようなものもして、来年度からはそういうふうにつながるように。今はどうしても物販を主にやっておるんですけれども、中心市街地の活性化とか歩いて暮らせるまちづくりとかいうのを上げておりますので、そういうようなところを中心市街地の活性化についても事業を展開するというようなことで、日々担当課長のほうから町家のほうにも言っておりますので、来年度以降、これからそういうふうなことにも努めていきたいということを考えております。

以上でございいます。

○川口和代委員長:日野猛仁委員

○日野猛仁委員:今年になってから、西予市だったりとか、また静岡、これは県なんですけど、県単位で財政のほうで逼迫しているというようなニュースも、多分皆さんお耳に入っていると思います。特に、静岡なんかは、私ら議員になったときには、静岡は非常に先進地というたらおかしいんですけど、いろんな形で視察にも行かせていただきました。しかしながら、今になってみたら、そういった県独自のことをやり過ぎてというようなことも記事も書かれとったんで、非常に私らもあまりやり過ぎるといかなのかなというふうに思っています。多分伊予市も、今年3月のときも財政調整基金もああいう形で切り崩してやないと予算が組めないというようなことでもあったし、今年度というか、来年度の予算も、ちらっと市長のほうから最初の査定が終わったら、18億円ぐらいオーバーしとんよと。これからそれを削らないかんよというようなことを言われてます。当然ながら、厳しい財政状況なんだろうなというふうに思っていますので、小さいところから少しずつやっていくしか、ぼっさぼっさ切ってもなかなか難しいんですけど、そういうところから職員さんらも庁議でも、職員さんらはもしかしたらあと数年で仕事のほうは辞めるかもしれませんけど、逆に皆さんがやっとなる仕事が、まだこの先、5年、10年先にも伊予市の財政をしっかりと見届けていくためにも、皆さん今からしっかりとその点を踏まえて、先をもう少し見据えた中での取組をぜひともお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは答弁は結構でございいます。

○川口和代委員長:分かりました。北橋豊作委員

○北橋豊作委員:簡潔に行きますので、何点かお伺いしたいと思います。

まず、1点目につきましては、開催の時期でございいますけれども、現在、今日が10月31日でございいます。予算編成にももう入っておると。この決算審査特別委員会については、この協議を踏まえて次年度の予算に生かすというふうなこと、それからいいますと、なかなか時期的な問題もあるのかなというふうに思います。そこらあたりは事務局と執行部で、理事者で検討をして対応をお願いします。これは1点です。

2点目につきましては、先ほどから日野委員のお話にもありましたようなことで、とにかく賃上げを上回る物価高騰で、市民は非常に苦しんでおるというふうなことで、本市の財政も

税収が伸びず、人件費の高騰によって義務的な経費ちゅうのは年々膨らんでおるといふうなことはないかと思ひます。それを鑑みて、やはり選択と集中といふか、効率的な財政運営をしていかなければいけないと。すぐできることと中・長期的にやることがあるんですけども、これもすぐできる案件としては、とにかくふるさと納税企業版も含めてでございます。そのためには、我々議員も含めて、職員も全員が営業マンになって税収アップに努めなければならないといふうに思っておりますので、そこらあたりよろしくお願ひします。これ2点目。

3日間を通じて、やはり市民の公平・公正から見て、例えば利用料、水道、住宅のいわゆる利用料、これは固定化未収がそこそこ散見されます。また、税の関係につきましても、滞納未収金もあります。これはやはり市民の公平・公正な観点から見て、不公平じゃないかといふうに思ひますので、努力はしておる、これは重々分かるんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点でございますけども、これは小さな案件なんですけども、最近北海道、東北で熊がかれこれ出ておると。西日本ではイノシシとか猿とか鹿の被害があるということですね。熊の場合は、人的な被害、イノシシ、猿は農産物の、農業を含めた被害と分けられるんじゃないかといふうに思ひます。人口減とか中山間地帯の中で、荒廃農地が増えてきておるといふうの中で、農家はかれこれ苦しんでおるといふうなことです。この案件は一般質問でやたらいいんじゃないかとは思ひますけれども、やはり猟友会も高齢化してなかなか人も減っておるといふうな中で、もう少し猟友会、例えば狩猟期間ではお金が出ないということですけども、年間を通じて出るとか、もうちょっと検討が必要かなと。それによって、農家も守ってやらなければいけないのかなと。農業関係のいわゆる決算審査の中でちょっと気がついたわけでございますので、よろしくお願ひします。

○川口和代委員長：皆川総務部長

○皆川竜男総務部長：1点目、2点目について私のほうからお答えしたらと思ひます。

決算審査の時期に関しましては、事務局のほうと相談いたしまして、もし早められるようでしたら早めていきたいと思ひます。ただ、今回、31日に終わったということで、来年度の当初予算には、2回目の査定もございまして、そのあたりである程度は反映できると考えております。

それから、人件費等が上がっている中で、効率的な財政運営をと言われることはそれはごもつともなことです。私どもといたしましては、先を見据えた持続可能な行政運営に努めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上、回答とさせていただきます。

○川口和代委員長：三谷産業建設部長

○三谷陽紀産業建設部長：私のほうからは、3点目、4点目についてお答えをさせていただきます。

まずは、使用料とか滞納関係の分でございます。

委員言われるとおり、納めてもらわなければならないものは納めてもらうというのが大原則でありますので、今も個別対応とかそういうような形で滞納が少なくなるように、過年度分が少なくなるようにという対策はしておりますが、なお一層、そのようなことを念頭に置きながら進めていきたいと考えております。ただし、住宅関係等々につきましても、住宅困窮者というようなところの観点がございまして、正式に言えば3か月、4か月滞納していたら

退去という話にもなるんですけれども、なかなかその辺も難しいということもございますので、分納とかというような形の中で滞納の金額を少しでも減らしていく、上水道、下水道についても同様になるんですけれども、そのような形でさらに対応を進めてまいりたいと考えております。

また、有害鳥獣の関係でございますが、言われるとおり、昨今荒廃農地が増えてきた中で、鳥獣の被害というのは農家の方々、高齢化にもなる、人手不足にもなるというところで非常に深刻な問題でございます。行政のほうとしても、県の補助を最大限に使いながら、ハンターの確保であったりとかには報酬費用とかの助成を出したりとかしておるんですけれども、ある一定の効果というのはあるんですけれども、やっぱり今の気候変動の関係によって生態系も変わってきておるような部分がありますので、なおそこら辺も注意しながら、県のほうにも要望をしながら、予算確保という形にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川口和代委員長：向井企画振興部長

○向井功征企画振興部長：ふるさと納税の関係がありましたので、私のほうから答弁申し上げます。

ふるさと納税につきましては、先般も私どもの地域創生課の職員で委員さん向けに少しお話を、御説明を差し上げていただいたところでございます。北橋委員御指摘のとおり、伊予市がプラスアルファで収入を得ようとする、大きいお金はふるさと納税ぐらいしかないのかなというふうに感じております。税収の面では、例えば大きな企業を引っ張ってきて固定資産税、それから法人税収が上がったとしても、基準財政収入の中で調整され、交付税で最終的に調整されるというところで、やはりプラス加算になる分については、このふるさと納税という。私どものほうも今年度からは企業版ふるさと納税につきましても、ある事業者さんを活用して、こちらからプッシュ型で御案内をし、そして今、少しずつ税収が増えてきつつあるという状況にあります。これに加えて、個人版のほうも昨年度末で大体3億円弱ぐらいで、今年度も伸びているということで、ここを何とか伸ばしていきたいと思っております。

また、伸ばすためには、個人版についてはそれぞれの商品、返礼品、この数を増やしていくという努力が必要となります。特に伊予市ではかんきつ、農産物あるいはお米というようなものになりますので、また委員の皆さん方にも、こういったところをネットワークをお使いいただきながら、ぜひ参画いただくようなお願いをしていただきたらと思います。

それから、ふるさと納税で入った歳入につきましては、様々な使い方があるんですけれども、私どもとしましては、再投資、歳入でいただいたものをその歳出で使うことによってさらにふるさと納税額が伸びるような、そういうような分野にも支出、支援というものをしてまいりたいとも考えておりますので、またこの点も含めましてよろしく願いいたします。

○川口和代委員長：ほかございませんか。向井哲哉委員

○向井哲哉副委員長：1点ちょっとお聞かせいただきたいのですが、上下水道課で聞きたいことがございまして、全国的に水道管の老朽化とかそういうことでいろんな面で騒がれている部分もございまして、伊予市の場合どうなのかと思いつつながら、それを改善していくためには、今後水道料金も上げていく傾向、お考えもあるのかなという、その1点だけ教えてもらえたら。お願いします。

○川口和代委員長：長岡下水道課長

○長岡 崇上下水道課長:水道事業といたしましては、今年度経営戦略の改定も今年の事業に入れております。今ちょうど検討を始めているところでございます。今後の10年の収支のバランス等も見据えながら、その改定事業に進めていきますので、何年か後には水道料金の改定というものも考えながら、その改定自体は進めていこうと思っております。実際、最近の先ほどもありましたけど、人件費の高騰でありますとか、資材費の高騰等が直接工事費にかかってきておりますので、実際同じ作業をしても支出が大きくなっているというところは出てきているところでございますので、そういったところも見据えながら、経営を考えて、必要であれば市民の皆様には負担ということにはなるんですけども、水道料金の改定ということもあり得ると思えます。

参考までに申しますと、今の料金体系になりましたのが令和元年でございまして。それから丸6年たっておりますので、国としては3年から5年で検討をしないというところの指導もあるわけでございますけれども、今のところ、何とかやりくりをしながら、できる限り市民に負担のならないように努めているところではありますけれども、今後はちょっとあり得ると思えます。具体的な時期等は、今後の検討で行いたいと思っております。

○川口和代委員長:向井哲哉委員

○向井哲哉副委員長:本年度から計画とかと言われよったんは、ちょっと内容的なこと、そこだけ詳しく教えていただけたらと思います。

○川口和代委員長:長岡上下水道課長

○長岡 崇上下水道課長:今年度、先ほど申しましたのは、経営戦略というものを立てることになっております。前回、5年前に作成して公表をしているものでございまして、5年間たちましたので、見直しということで、今年度、今後の10年間についてまた戦略として立て直すというものでございます。

○向井哲哉副委員長:承知しました。終わります。

○川口和代委員長:ほかありませんでしょうか。

そしたら、すみません、私から。

今回、審査をした中で、伊予市が合併して20年たっているんだけど、何か各中山、双海、旧伊予市でそのときからやってたからそれをやっていると、この補助金はこのぐらいしてたからずっとやっているというような、そんなのが見受けられるんじゃないかなって思いました。まずは、ちょっと視察に行ったところで、4つの町村が合併したんだけど、商工会議所が20年たっても一つにちゃんとなっているという市を視察したりすると、今伊予市は、商工会議所と商工会とが2つの状態で、それが何とかもう20年たっているんだから、一つにできないのかとか、あと双海の林業センターは農林水産課の管轄、中山の林業センターは社会教育課の管轄とあって、つくった成り立ちがあるのかもしれないけど、同じ名前のセンターが、違う課が管轄しているとか、そういう何か分かりにくい、20年たっただからもうちょっと全体を網羅してあしき慣例を精査していくべきじゃないかなって思いました。これはもう要望です。

以上で委員の総括が終わりましたので、理事者を代表して総務部長から一言お願いいたします。

皆川総務部長

○皆川竜男総務部長:令和7年度決算審査特別委員会の総括に当たり、理事者を代表して

一言申し上げます。

このたびの審査におきましては、委員各位により多岐にわたる御質問、御意見を賜り誠にありがとうございました。

限られた財源の中で、市民福祉の向上と持続可能な行政運営を両立すべく取り組んでまいりましたが、今回の審査を通じて、改めて事業の成果や課題を客観的に見直す貴重な機会となったと思っております。

委員の皆様から御指摘いただきました事項につきましては、真摯に受け止め、今年度の予算執行はもとより、次年度以降の予算編成や事業計画に反映するよう、創意工夫するようにはしてまいります。

また、財政運営の面から、財政健全化判断比率や各種基金の運用状況に配慮しつつ、堅実な運営を目指したいと考えております。

今後とも市民の皆様のご信頼に応える開かれた市政の実現に向けて、不断の努力を重ねてまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、審査に御尽力いただきました委員各位並びに事務局の皆様にご深く感謝を申し上げます、理事者側の総括の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○川口和代委員長：それでは、理事者の皆さん、大変お疲れさまでした。

退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午前2時31分 再開

○採決(午後2時31分～午後2時32分)

○川口和代委員長：再開いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これより採決をいたします。採決は一括して行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号につきまして、これらを認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長：御異議なしと認めます。

よって、認定第1号ないし認定第10号は、認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

それでは、委員長報告については、審査中に出了た質疑応答を取りまとめ、12月定例会の初日に報告をしたいと思っております。

なお、本委員会の委員長報告の案文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口和代委員長:御異議なしと認めます。  
したがって、そのように決定いたします。  
長時間にわたり御審議大変お疲れ様でした。  
以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時32分 閉会